

令和元年第3回五霞町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和元年9月18日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	小野寺 宗一郎 君	2番	黛 丈夫 君
3番	江 森 美佐雄 君	4番	山 本 芳 秀 君
5番	植 竹 美智雄 君	6番	新 井 庫 君
7番	伊 藤 正 子 君	8番	宇 野 進 一 君
9番	鈴 木 喜一郎 君	10番	樋 下 周一郎 君

欠席議員(0名)

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	染 谷 森 雄 君	副 町 長	田 神 文 明 君
教 育 長	千 葉 道 子 君	総 務 課 長	山 中 一 郎 君
政策財務課長	大 関 千 章 君	会計管理者兼 町民税務課長	香 取 幸 子 君
健康福祉課長	山 下 仁 司 君	生活安全課長	松 村 聖 市 君
都市建設課長	田 口 啓 一 君	産業課長兼 農業委員会 事務局長	笈 沼 光 行 君
上下水道課長	川 口 恵 司 君	教 育 次 長	猪 瀬 英 子 君

連絡員として出席した者の職氏名

総務課参事	鳩 貝 浩 之 君	政策財務課参事	古 郡 健 司 君
政策財務課主幹	山 田 浩 君	町民税務課長	島 村 久 男 君
生活安全課主幹	香 取 憲 治 君	生活安全課主幹	斉 木 哲 也 君
産業課主幹	金 子 弘 光 君	都市建設課主幹	大 関 智 己 君
教育委員会主幹	駒 一 弘 君	教育委員会主幹	内 田 将 裕 君

事務局職員出席者

事務局長	江 森 薫	書記	落 合 宏 紀
書記	伊 藤 弘 美		

◎開議宣告

- 議長（鈴木喜一郎君）おはようございます。
定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。
-

◎会議成立の宣言

- 議長（鈴木喜一郎君）ただいまの出席議員は10名であります。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。
-

◎一般質問

- 議長（鈴木喜一郎君）本日は日程第4、一般質問を行います。
本日の傍聴人は22名でございますので、御報告をいたします。
なお、議事の円滑なる進行を図るため、連絡員として関係職員及び写真撮影のため総務課 九嶋副主幹の入場を許可しております。
それでは、ただいまから町政に対する一般質問を行います。
発言の通告を受けた者は、お手元へ配付した通告一覧表のとおりです。
順序に従い発言を許します。
なお、質問時間については申し合わせにより、1時間以内となっておりますので、よろしくお願いたします。
-

◇ 山本芳秀君

- 議長（鈴木喜一郎君）最初に、4番 山本芳秀君の発言を許します。
山本芳秀君。

〔4番 山本芳秀君 発言席〕

- 4番（山本芳秀君）4番議員 山本です。よろしくお願いいたします。
きょうはですね、このようなことは初めての経験ということで、大変緊張しております。皆さん、御協力のほど、よろしくお願いいたしますと思います。
それでは、早速ですけれども、きょうの私の質問内容ですけれども、今回、2項目の質問をさせていただきます。
まず、1項目めですけれども、商工行政の取り組みについて。
これについては、1点目、地域の商工業者への支援について。
2点目といたしまして、地域の総合経済団体である商工会との連携と商工会への支援体制についてです。
次に、2項目めですけれども、スポーツの振興施策について。
これにつきましても、1点目、スポーツ少年団、中学校部活動の動向について。
2点目につきましては、今後の取り組みについてということで、御質問申し上げます。

それでは、まず1項目についてですが、商工業者、特に小規模事業者の現状について、冒頭、述べさせていただきたいと思います。

小規模事業者の定義ですが、業種によって若干異なりますけども、おおむね従業員数が20名以下というふうにお考えいただきたいと思います。

さて、これらのうち、小規模事業者は地域に密着し、地域経済や雇用を支える重要な役割を担っております。

現在は、事業主の高齢化、後継者難等により廃業、また、景気低迷のあおりを受けて事業縮小となり、結局、廃業に追い込まれるケースも多く見受けられてまいりました。その反面、新規開業者は、大変少なくなっているというのが現状です。

商業につきましては、古くから商店街らしきものは特になく、商店が点在している程度となっております。これら商店は、地域のコミュニティの役割を担い、若い人からお年寄りまで利用し、なくてはならない存在となっております。特に、高齢者には大変ありがたい存在であったかなというふうに思います。

しかしですね、昨今は業態再編によりまして、コンビニエンスストア等が台頭いたしまして、地域の商店は経営難となっているのが現状ではないかというふうに考えております。また、近隣市町村には、相次いで大型店も出店してきております。消費の流出が続いており、町内の商店は廃業が相次ぎ、数店の店舗が、現在、営業している程度であります。

製造業に至っては、古くより五霞町は工業団地誘致の施策を講じてまいりましたので、工業団地内の企業を中心に、順調に推移しているものと思われましても、小規模事業者等は後継者難等により大変苦戦を強いられているのではないかというふうに思われます。

また、建設業にあっては、当町は他の市町村と比べると、建設業者の多い特異な地域です。特に建築業、大工さんと、その下請業者ですね。こういった方々はたくさんおりますけども、今はだんだん高齢化の波が押し寄せてまいりまして、これから廃業する方も多くなるのではないかなというふうに見受けられております。

そのような中で、道の駅ごかの存在は農産物販売等、県内外から利用者が多く、農家の活性化に大変寄与しており、今後大変期待が持てるものです。圏央道五霞インターチェンジが開通し、インター周辺開発が進められており、新たな町の拠点となることが想定され、住民の期待は高まっております。

このような、町の小規模事業者の一端を述べさせていただきましたが、国の施策も大きく変わってきております。

私は、かねがね商売はやり方、やる気だろうと思っておりますが、国でもやる気のある企業を積極的に支援しようという方向に大きく舵を切ってきております。やる気のある企業を応援しようというような形に国の施策も変わってきております。これによりまして、商工会に対する法律等が新たに施行されるなど、複雑多岐にわたり、行政の更なる支援が不可欠となってきております。

行政当局におきましても、年々新しい業務もふえ、多忙極まると思われましても、しかし、今、私が申し上げたことを熟慮され、商工業者に対する支援を手厚くしていただきたいというふうに考えております。

そこで、まず行政として、今現在ですね、商工業者に対し、どのような支援を行っているのか。まず、お伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

産業課長をお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君） 1項目め1点目の質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君） それでは、1項目め、商工行政の取り組みについて、1点目の地域の商工業者への支援について御答弁申し上げます。

初めに、金融業務の支援について申し上げます。

町では、町内の中小企業者に対する事業資金の融資と、これに関する保証をあっせんし、金融の円滑化を図るため、五霞町中小企業事業資金融資あっせん条例を制定し、保証料に対し補助金を交付しております。

この中で、事業上必要な運転資金、設備資金に充てる自治金融、限度額1,000万円でございます。と、町特有の事業を営む企業の振興を図るための資金等に充てる振興金融、限度額2,000万円でございます。に対し、融資保証を行っております。事務は町商工会に委託し、案件ごとに金融審査会を開催し、融資が決定され、金融機関より融資となった場合には、町は茨城県信用保証協会に事業者が支払う保証料額、年利で0.45%から1.90%の41%を補助しており、平成30年度の交付件数は6件でございます。

このほか、経済産業省における生産性向上特別措置法に基づく中小企業者に対する支援方策に対応するため、昨年度、先端設備等導入計画を策定し、町先端設備等導入計画の認定に係る認定証交付要綱を制定いたしました。中小企業者が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るため導入した設備に対し、町が認定証を交付することにより、償却資産に係る固定資産税が3年間減免されます。現在までに、6件が認定されております。

また、商工会、工業クラブに加入している企業に勤務されている社員の方々に対しまして、町雇用対策協議会では、毎年、優良従業員表彰式を開催し、10年以上勤続された方への永年勤続賞、他の社員の模範となる方への模範賞も、日ごろの功績に対し表彰させていただいております。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、山本議員。

○4番（山本芳秀君） 先ほど、産業課長さんから答弁いただきました。

商工業者に対しまして、金融をはじめ融資関係、それと雇用対策協議会等を通じて優良従業員の表彰とか、いろいろ商工業者に支援をしていただいております。大変ありがとうございます。

その中で、1つ質問したいのですが、保証協会の保証料の件ですけれども、小規模事業者が融資を申し込むといった場合に、金融機関に直接申し込まれても、なかなか融資を受けられない小規模事業者です。そのような中で、保証協会が中に入ることによって、融資が受けやすくなるというような制度でございます。

そういった時に、融資が実行された場合には、事業者は保証料を保証協会に支払わなければならないということになっております。そういった場合に、町が41%の保証料の補助をしていただけるということです。これについては、商工会が事務委託を受けましてやっているわけですけれども、その41%という数字ですけれども、これは他の市町村と比較いたしましても少ないのではないかと。全額補助している市町村もあるというふうに聞いております。そういうことで、町に保証料の全額補助を要望したい。

それと、事業主の方たちは、借入れが起これば、融資が実行されれば、利息を当然支払わなければならないということです。利息については、今、低金利になってまいりましたので、そう大きい金額にならないと思うのですが、やはりこれについて、ほかの市町村を見ますと、利子補給という制度を導入しているというものがあります。これは利子補給なので、全額利息を補助してほしいということではなくてですね、その一部、利息の一部を行政のほうで負担するという形です。

これら保証料補助、全額補助とですね、利子補給、一部補助。この2点が、五霞町においても

実行されたなら、小規模事業者の経営というのは、かなり安定され優遇されるのではないかと
うふうに考えております。

いかがでしょうか。この点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）議員御質問の県内における自治金融等への保
証料補助及び利息補助の状況について御答弁申し上げます。

初めに、県内市町村の自治金融の保証料補助について申し上げます。県内 44 市町村中、全額
補助の市町村が 25 市町村でございます。一部補助の市町村が 18、こちらのほうに五霞町が含ま
れます。補助なしの市町村が 1 となります。

続いて、自治金融の利息補助の状況について申し上げます。県内 44 市町村中、全額補助がゼ
ロ、一部補助の市町村が 15 市町村、補助なしの市町村、こちらのほうに五霞町が含まれますけ
れども、29 となります。

続いて、県内市町村の振興金融の保証料補助について申し上げます。取り扱いを全市町村がし
ているわけではございませんので、県内で取り扱いをしております 34 市町村中、全額補助の市
町村が 19、一部補助の市町村が 15、こちらのほうに五霞町も含まれます。補助なしがゼロとな
ります。

続いて、県内の振興金融の利息補助の状況について申し上げます。県内 34 市町村中、全額補
助がゼロ、一部補助が市町村 11、補助なしが 23 市町村。こちらのほうに五霞町が含まれます。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、山本議員。

○4番（山本芳秀君）先ほど産業課長より県内の状況について御答弁いただきました。

お聞きのとおり、保証料については全額を補助していますということも、かなりあります。

それと、利子補給については、五霞町は実施されていませんけれども、利子補給をしている市町
村もかなりあるということです。

これにつきましては、五霞町は財政難、厳しい状況ですけれども、まだまだ案件は少ないほうだ
と思っておりますので、ぜひですね、これを導入していただきまして、五霞町で商売をやってい
てよかったと言われるように、前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

これにつきましては、町長に一括答弁をお願いしたいと考えております。そういうことでお願
いします。

○議長（鈴木喜一郎君）それでは、1項目1点目について、町長答弁。

○町長（染谷森雄君）どうも傍聴席の皆さん、おはようございます。

お忙しい中、御苦勞さまでございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまの山本議員の自治金融等における保証料補助の増額についてということで
御答弁を申し上げたいと思います。

今、産業課長からも答弁がありました。この自治金融の保証料。県内で 44 の自治体がある
わけですが、全額を補助しているところが 25、また、一部補助が 18。五霞町は、この 18
の中に入っているわけですが、その保証料の中で 41%の補助をしているということでございま
す。補助なしの市町村もある。これが現在の現状でございますが、利息補助については、先ほ
ども産業課長からありましたように、なかなかこれは金額の借入れがまちまちですので、ほと
んど全額補助はゼロというような形でございますが、こういう中で、本町でも自治金融、また、
もう1つが振興金融もあります。商工会に審査機関となつていただいて、唯一の町の金融制度
でもあります。平成 30 年度実績は、先ほど申し上げましたが、6件あったということでござい
ます。

本町の中小企業者に対する支援の方策。これはもう1つ、産業課長からもありましたが、経済産業省が昨年から導入しております先端設備等導入計画。これで支援をしているというような形の新たな事業も取り入れさせていただきました。

これは、この計画を策定して、それから認定証交付要綱も町で策定もいたしました。町が承認証を交付するということによって、償却資産、当然、事業者は償却資産に対する投資というのは大きいわけですが、これらにかかわる固定資産税を3年間免除するというような新たな支援制度も五霞町が取り入れさせていただいたところでございます。

これらも含めて、本町の中小企業者にとって有効な事業、これがいろいろな事業が必要だということとは認識をしております。

この、今、お話がありました補助率の変更ということでございます。議員も御承知のように、現在、超低金利時代に入っております。保証料等も0.46ぐらいの保証料という形になってきておりますので、これを事業の中で全額補助して、どの程度の効果があるのかなという面も1つはございます。当然、それらも踏まえてですね、経営環境、また地域の経済状況、雇用状況、これらもしっかり精査した中で、今後、この補助率について検討していきたいと考えております。

決算も今、進めておりますが、平成30年度の中では、予算は大きくとっております。ただ、件数が6件ということでございますので、予算の中では3分の1に満たないぐらいなのですが、ただ、何件がその年に申し込まれるかというのは、ちょっと想定できませんので、予算だけは一応確保してあるという状況でございますが、今後ですね、これらの金利状況、いろいろな経済状況、これらを踏まえて、変更については検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、山本議員。

○4番（山本芳秀君）ありがとうございます。

町長がですね、前向きに検討していただけるということで、必ずや多い数字が出てくるのではないかとこのように期待をしております。

大変役場もお忙しい中ではございますけれども、商工業者に対しまして支援を手厚くすることによって、金融制度も事業主の方々、多くの方が借り入れするようになるのではないかと。金融機関に直接よりは、当然ですね、町の自治金融とか振興金融のほうが有利なわけですから、小規模事業者のために、ぜひ御検討いただいてですね、41%じゃなくて、ふやしていただきたいというふうに考えているところでございます。

一応これで終わりにしたいんですけども、それとですね、現在、町が商工業者に支援している内容、先ほど、産業課長のほうから答弁があったとおり、たくさんの方を支援いただいております。それにつきまして、今回、要望になるんですけども、私なりの要望なんですけど、これはしてくれということじゃなくて、先々の要望ということで、ちょっとお聞きいただきたいと思うんですけども、まず5点あります。

まず、1つ目といたしまして、街路灯です。街路灯が大変古くなっている事業所が大変見受けられます。これも30年近くたっている事業所もあるのではないかとこのように思います。これを放置すれば、自然災害、大風とか地震とかあった場合に、それが落下するといった場合に、けがをする人が出るのではないかとこのようにございますので、ぜひ、この点を……。

○議長（鈴木喜一郎君）山本議員、これは通告書にありませんので。

○4番（山本芳秀君）はい、わかりました。

○議長（鈴木喜一郎君）1項目めの2点目を、次、言ってください。

○4番（山本芳秀君）わかりました。

すみません。失礼しました。

これは取り下げます。

では、2点目のほうに移らせていただきます。

地域の経済総合団体である商工会との連携とその支援体制についてということで、御質問させていただきたいと思います。

まず、質問の前に、商工会とはどのような団体だろうというようなことを、皆さん御承知かと思うのですが、御商売をされてない方につきましては、商工会には縁がないという方もおるのではないかと。ここでですね、若干の時間をお借りいたしまして、商工会は、果たしてどんな業務やっているのだろうということを述べさせていただきたいと思います。

商工会は、現在、260から270近くの会員数を有しております。商工会というところは、商工会法という法律で定められた団体です。法人格を持った団体ということで、各市町村に必ず1つ、商工会のないところは、商工会議所が設立されているということで、日々地域の小規模事業者のために業務を行っているという団体でございます。

具体的に言いますと、まず、税務関係ですが、皆さん御存じのとおり、年末調整ですね。それと、毎年2月から3月にかけて行われます確定申告につきまして、申し込み処理、申し込みを受けまして指導をしております。

また、労務関係といたしまして、従業員を雇用している事業所に対する労働保険ですね。これは、従業員を雇用していれば、労働保険に加入しなければならないという強制加入となっております。ですから、そういった事業所に対しまして、申し込みを受けまして、労災事故が発生した場合の労働基準監督署への手続関係とか書類作成の一式指導、それと従業員を雇用していましたが、辞めましたといった場合に、雇用保険という業務が発生いたします。それにつきましては、ハローワークへの手続き、書類関係の作成指導を行っております。

それと、先ほど冒頭に述べたとおり、金融関係のあっせん業務も行っております。

それと、講習会ですね。経営課題に対する難しい案件に対しましては、専門講師に来ていただきまして、会員事業所を対象に、経営講習会を開催するというようなことですね、経営に関する全般、全て商工会のほうで賄っております。

また、地域の活性化事業、地域をよくしましょうということで、商工会におきましては地域活性化事業というのを行っています。

その1つが、皆さん御存じのとおり、八つ頭を素材とした特産品開発です。これにつきましては、商工会女性部が中心となり進めたものですけれども、八つ頭コロッケにつきましては、大変盛況で、高い人気を誇っているというような状況です。

また、もう1つ「ホテルを見に行こう」。これは、商工会の若手後継者の方々が組織している団体ですが、商工会青年部で実施している事業であります。

また、もう1つ、もう1点ですけど、2月ごろに開催しております商工会フェスティバル。

これにつきましても、大変強風の中、毎年やっているのですが、だんだん商工会の一大イベントとして定着してまいっております。

それから、商工会の外部団体なんですけど、青色申告会、法人会、間税会、それと食品協会という団体からの事務委託を受けまして、商工会のほうで事務を行っているというようなことです。

以上、商工会の主な事業についてお話しさせていただきましたけれども、商工業者に対する支援は、商工会におきましても大変複雑多岐になってきております。

これはですね、行政との、何よりも連携が必要であろうと。商工会と行政は密に連絡をとって進めていかななくてはならないんだろうというような感じがいたします。

そこでですね、行政におきまして、商工会とどのような連携をとっているのだろうというのが1つの疑問というか、ちょっと質問したいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君） 1項目2点目の質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君） 1項目め、2点目の地域の総合経済団体である商工会との連携、商工会への支援について御答弁申し上げます。

初めに、商工会との連携について申し上げます。

町行政組織条例第2条に各課の分掌事務が掲げられており、産業課所掌事務として商工に関する事項があります。産業課では、商工会をはじめ農林水産業、農地、消費者行政、工業クラブ、道の駅など産業全般を扱っております。

このうち、商工会に対しましては、商工会との総合調整に関することとして、主担当1名、副担当1名を配置しておりますが、産業全般のため、専属での業務となっていないのが現状でございます。

商工会の業務につきましては、私、産業課長が商工会理事に就任し、理事会開催の際には出席するなど情報の共有を図らせていただいております。また、商工会主催のイベントなどの際にも連携を図り、円滑な運営に努めているところでございます。

続いて、商工会への補助金の状況について申し上げます。

平成30年度県内同規模商工会への補助金額として、河内町、商工業者数が371でございます。814万5,000円。利根町、同じく事業所数が369で、310万円となっております。五霞町につきましては、商工業者数が411で、178万円でございます。一番低い金額となっていることにつきましては、昨年、提出されました補助金要望書等により認識しているところでございます。

また、町からの商工会への補助金額の推移でございますけれども、町が行財政改革を進め、補助金額の見直しを実施したこと、いずれも決算額となりますけれども、平成15年度が300万円、以降、定率の減額をさせていただき、平成26年度から現在の178万円の補助金額となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君） 山本議員。

○4番（山本芳秀君） 商工会の連携につきましては、産業課長が商工会の理事になっていただいております。

課長は、いつも理事会に出席いただきまして、町の情報等も商工会の役員の方々にお話いただきまして連携を図っているというふう聞いております。それとですね、課長が出席できない場合には、ぜひ、担当課員の代理出席のほうも、あわせてお願いできればというふうに思っております。誰も出席しないということはないように、よろしく願いしたいと思っております。

次に、補助金のことですが、先ほど課長のほうからお話がありましたとおり、県内の商工会と比較いたしましても、同規模の商工会と比較いたしましても、かなり低いと。800万円をもらっているところもあれば、300万円。五霞町商工会においては178万円。隣の境町においては、800万円近くいただいていると。

五霞町商工会におきましては、行政よりほかにもいろいろな支援を受けておりますけれども、178万円はちょっと低く過ぎるのではないかと。県下最低ということは、なかなか商工会の財源も逼迫ひっぱくしておりますので、どうしてもこの178万円ではやっていけないと。時には、借入れを起こすまでの状況になっていることもありまして、この点をですね、商工会は地域のために働いている団体ですから、行政としても、他の市町村と比較しても恥ずかしくない程度の補助金をいただければ、商工会運営もスムーズに行くのではないかなというふうに考えるところであります。

財政が逼迫^{ひっぱく}しており、行政といたしましても、大変なことはわかっているんですけども、あえてここで、改めて要望したいと思っておりますので、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、町長。

○町長（染谷森雄君）商工会の町補助金の増額についてという再質問でございますので、御答弁申し上げます。

商工会の補助金については、産業課長からも答弁させていただいたように、確かに県内で一番低いという面、そして、また昨年も12月3日に商工会長からも、補助金の要請の要望書もいただいたところでございます。

当然、商工会が財政的に大変厳しい現状であるということはよく把握をしているところでございます。

そういう中で、今、町では第6次の総合計画の策定を進めておりまして、その中で、この商工会関連事業の推進、そしてまた観光関連事業の推進。これらをですね、町と商工会が更に連携を、今、議員も御指摘ありましたが、商工会と町とが連携を強めるという中で事業を推進していかなければならないと考えております。

補助金につきましては、それらの、私は、その事業内容によって、それで補助金を出していったらいいのかなと考えているところでございます。

現在、そういう中では、商工会と町との連携事業ということで、1つは御承知のように、道の駅があります。土日のフリーマーケットも、今、商工会を中心をお願いさせていただいておりますが、この事業利益というわけにはいきませんが、道の駅の配当部分という考えの中で、現在、商工会には120万円を配当させていただいている。

それから、今、御指摘にあった特産品開発の、商工会にもお願いしているという八つ頭を使った特産品の八つ頭コロッケ、ポタージュ。いろいろ開発もいただきました。これについてもですね、町が120万円先の補助金を出させていただいておりますが、これを出すことによって、国からの補助金で400万円先の事業費という形で開発もさせていただきました。

私はですね、道の駅の中に、外店舗があるのですが、3つが入る、宝くじとかいろいろ入っていますが、実は、私はあそこで、商工会で開発した八つ頭コロッケ等の販売をしていただけたら、そういうことも、これは組織は別として、お願いをさせていただいたのですが、ちょっと手が足りないというようなお話で、残念ながらこれは実現をしております。

今、御指摘にあったように、大変、青年部の皆さんも一生懸命活動いただいている。女性部の皆さんも活動いただいている。そういう中で、「ホテルを見に行こう」は、年々盛況になってきております。こちらの事業の中にも補助金を別途に出させていただいている。

こういう中で、私、今後、この第6次総合計画で考えたいのが、観光関連事業の推進という中で、どうしても五霞町には観光協会的なものがないんですよ。行政が何かをやって、お金をもうけるわけにはいきませんので、ぜひですね、これは青年部の皆さんにもお話ししているのですが、そのようなものを立ち上げていただいて、境町と五霞町の花火にしましても、境町のほうは栈敷席はお金をとっているとか、もう相当上げているのですが、五霞町は行政が運営していますから、なかなかそこまではいけない。これをですね、観光協会等にお願ひすれば、今度、関宿も同じ花火大会で栈敷席を有料にしたとか、いろいろあります。

先ほど議員に御指摘いただいたように、商工会はやる気のある企業、商売もやり方だ。こういう御指摘もいただきましたが、確かにそのとおりでして、ひとつ町とのしっかりとした連携、これをとって事業を推進していく中で、私は、それを精査して補助金を検討していきたいという考えでおりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）山本議員。

○4番（山本芳秀君）ありがとうございます。

町長じきじきに答弁いただきました。

事業を精査して補助金の額をふやしていきたいというような御答弁でした。

今後とも、よろしくお願ひしたいと思います。

きょうは、商工会の役員の方も傍聴席に見えているかと思ひます。

商工会はお金がない、お金がないということで、出張するにもお金がなくて行けないというような状況だと、福嶋商工会長もそれを嘆いておりましたので、ぜひですね、町行政の決断をお願ひしたいというふうを考えております。

よろしくお願ひいたします。

続きまして、第2項に移ってよろしいですか。

○議長（鈴木喜一郎君）はい。

○4番（山本芳秀君）では、第2項です。

スポーツの振興施策について御質問します。

初めにですね、五霞町のスポーツの現況について、ちょっと私なりに感じていることを述べさせていただきますと思ひます。

少子高齢化、若年層の町外流出等により、町スポーツ少年団、中学校部活への加入者が年々減少の一途をたどっているのではないかというふうに使われます。

スポーツ少年団については、それは大変顕著で、数年後には解散の危機に直面するであろうという団体も見受けられます。スポーツ少年団の衰退は、中学校の部活動に直接影響してまいります。スポーツ少年団は社会体育です。中学校の部活動は学校教育の分野になります。

そして、今年、茨城国体、来年は東京オリンピックが開催されます。それと、B&G海洋センターの改修工事間もなく着工され、次年度には新しいB&Gが誕生するものと期待しております。

少子化という大きな波を打開することは、大変難しいと私自身思っております。しかし、しょうがない、しょうがないで黙って見ていれば、その勢いに拍車がかかるであろうということで、町からスポーツの火が消えるのではなく、子供たち、小学生・中学生のスポーツをやる方は誰もいませんよというようなことにもなるのではないかというところを懸念しているところでございます。

スポーツは、健全な体、それと健全な心を育てる有効な手段というふうに使っております。

子供たちの現在の状況を見ますと、学校、家庭、地域と3つの場で生活しております。子供たちが育っていくためには、どれも欠くことができないということです。学校教育、家庭教育、地域での社会教育。この3つの場所があってはじめて、よい子が育つのではないかなというふうに使っています。よい子が育つことは五霞町にとって大きな財産になるものと思われます。魅力あるまちづくりにも、大きな成果となってあらわれます。

そこで、1点目です。スポーツ少年団、中学校部活動の加入者の推移について、最近の傾向を報告いただきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○議長（鈴木喜一郎君）2項目1点目の質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君）それでは、2項目1点目のスポーツ少年団、中学校部活動の加入者数の推移について御答弁を申し上げます。

初めに、スポーツ少年団でございますが、平成 28 年度をもって、野球の少年団であります五霞レインボーズが解散して以来、現在は男子バスケット、女子バスケット、女子バレー、サッカーの 4 団体が活動をしているところでございます。

スポーツ少年団の過去 5 年間の加入者数の推移でございますが、平成 27 年度が 57 名、28 年度 63 名、29 年度 49 名、30 年度 47 名、そして、本年度、令和元年度は 37 名となっております、児童数の減少とともに、少年団への加入者数も減少してございます。現在は、児童数全体の約 1 割程度が加入をしている状況となっております。

また、五霞中学校での過去 5 年間に於ける部活動の加入者数の状況でございますが、運動部、文化部と合わせまして、平成 27 年度 195 名、28 年度 196 名、29 年度 160 名、30 年度 160 名、そして、本年度、令和元年度は 146 名となっております。中学校の部活動につきましては、ほとんどの生徒が加入をしておりますので、加入者数の減少は生徒数の減少によるものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、山本議員。

○4 番（山本芳秀君） 先ほどお聞きしますと、やはりスポーツ少年団、中学校活動も減少傾向にありますということです。

これは、五霞町だけではないかもしれません。しかしながら、教育委員会管轄のスポーツ関係、教育委員会として、この要因を、要因はいろいろあるかと思うのですが、主な要因、減少の要因ですね。これをちょっとお聞かせいただければと。

こんなことがあるのではないかなという要因です。それをお願いしたいと思いますので。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君） それでは、加入者数の減少の要因でございますが、こちらは全国的に見ましても、少子化の影響は大変大きく、このことは五霞町においても同様のことが言えると考えております。

特に、五霞町のように人口の少ない町では、なおさら顕著に数字としてあらわれていると感じているところでございます。

また、スポーツ少年団につきましては、指導者の担い手不足や家族の生活形態の多様化による親の意識の変化等も挙げられます。

共働き世帯におきましては、土日でも仕事であったり、逆に土日は家族でゆっくりと過ごしたいなどとして、保護者が少年団活動に参加できない、送迎ができないといったことなどから、スポーツ少年団への加入を踏みとどまるケースもあり、現在、厳しい状況にあるところでございます。以上です。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、山本議員。

○4 番（山本芳秀君） ありがとうございます。

先ほどの答弁の中でもありましたとおり、これは五霞町だけではなく。

全体的な傾向ですので、これは正直、致し方ないのかなというふうな気もいたします。

しかしながら、だからといって、これを放置していいのかという、そこが問題になってくるわけです。五霞町において、何らかの手を打つことも必要ではないかと。ただ見ていて、全体でそうなんだからしょうがないですよ、日本全国そうなんだからしょうがないですよ、だから五霞町もしょうがないんですよ。そのような考えでは、よくはならないだろうと。

やはり、何か 1 つ、一手を打つことによって、その流れに幾らかでも歯どめをかけなくては、これから減少傾向はどんどん続きます。

そこで、私なりにこうした方がいいんじゃないかっていうのがありまして、提案なんですけどもね。やはり、子供たち、日々一生懸命努力しております。スポーツ少年団におきましても、学

校が終わってから夜遅くまで練習、土曜・日曜は練習試合、大会だと。

中学校の部活動におきましても、先生方は働き方改革の中で、大変業務が忙しい中、子供たちを面倒見ていただいております。

そういう意味で、日ごろ頑張っている子供たちに、何らかのエールを贈ってあげたいなというふうに考えております。

それはですね、町でもいろいろなイベントをやっております。ふれあい祭りなど、いろいろなイベントをやっていらっしゃると思うのですが、その時に、そういう部活動、小学校のスポーツ少年団で頑張っている子供たちを、町長みずから表彰というような形を考えていただけないかと。五霞町スポーツ大賞というような、そういう名目でも結構ですが、そうすることによって、子供たちも励みになるだろうと。父兄も励みになるだろうというふうに考えているところです。

そのようなことで、何らかの手を打つことが必要ではないかと。

繰り返しになりますけども、日ごろ頑張っている子供たちを何らかの形で、応援してあげる、支援してあげるというようなことを、改めて言いますけども、町の代表である町長がですね、表彰状を渡してあげるとかね。その表彰基準については、これから考えていくことになるかと思うのですが、その点のところも、負担にならない程度のことが必要ではないかというふうに考えているところです。

これにつきましては、最後にですね、その活性化策についてということで、答弁をお願いできればなというふうに思っております。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、町長。

○町長（染谷森雄君） 御提案いただいた中で、イベント時に頑張っている子供たちに町長としての表彰等々が励みになるのではないかとということで御提案をいただきましたので、いろいろ大会に参加いただいて、いろいろな成績を上げてくれた方に、教育振興協議会、そちらの行事の中では表彰という形でさせていただいております。

あとは、直接、町長室に来ていただいて、県大会、ちょっと大きな大会に出た方なのですが、そういう人たちには来ていただいてエールを贈っているのですが、できる限り支援をしていけたらと考えております。

御提案ありがとうございます。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、山本委員。

○4番（山本芳秀君） 町長みずから検討しますということで、大変ありがたく思っております。

ぜひ、日ごろ頑張っている子供たちに対しまして、御支援をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後になりますけども、小学生・中学生の時期は、本当にスポーツ能力が急激に発達する時期だと言われております。この時期にスポーツをしないとでは全然違うというふうに言われております。鉄は熱いうちに打てということわざがあるとおり、小学校・中学生の時期に多くの子供たちがスポーツに親しめることを切に要望いたします。

そういうことで、最後に教育長から総括的なお願いできればありがたいなと。

○議長（鈴木喜一郎君） 山本議員、2項目2点目に入ってよろしいのでしょうか。

○4番（山本芳秀君） はい。

○議長（鈴木喜一郎君） では、2項目2点目の質問に対して、教育次長。

教育次長。

○4番（山本芳秀君） いや、すみません。

○議長（鈴木喜一郎君） 山本議員。

○4番（山本芳秀君） 最後に総括して教育長のほうから答弁いただければなというふうに思う

のですが、よろしいでしょうか。

○議長（鈴木喜一郎君） 山本議員、2項目の2点目、まだ説明を受けていませんので、答えようがありませんので、2項目2点目、今後の取り組み、指導者の担い手不足に対する対応についての質問をしてください。

○4番（山本芳秀君） そうですね。

わかりました。失礼しました。

先ほどですね、担い手不足ということで答弁ありました。当然あるんですけど、指導者の担い手不足に対しまして、行政としてどのようなお考えがあるかということ、そのようなことをちょっと。今現在されていることでも結構です。

現在、指導者が不足しています。これに対しまして、町といたしまして何らかの形で手当をしていると思われま。例えば、B&Gで対応しているとかあると思うんですね。

その辺のところをちょっとお願いします。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君） それでは、2項目2点目の今後の取り組みの中で、少年団の指導者不足について御答弁申し上げます。

まず、少年団の指導者の方々には、仕事の合間などを利用して、ボランティアで熱心に指導に当たっていただいているのが現状です。

今後は、例えば、B&G海洋センターの施設を利用している方に声をかけたり、施設内の指導者募集のチラシを掲示したりすることで、現在の指導者の方々の負担を少しでも軽減ができるように努めてまいりたいと考えております。

また、少年団の指導者としての資格については、非常に厳格化をされており、大会に出場するためには、有資格者の配置が必須となっているところです。

こちらにつきましても、引き続き、指導者資格や審判員資格の取得及び更新にかかる費用負担の助成を行い、指導者の負担軽減になるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、山本議員。

○4番（山本芳秀君） 大変失礼いたしました。

私のほうで、ちょっと前後を間違えました。失礼いたしました。

先ほどですね、最後にスポーツ少年団の活性化策について、部活動の活性化策についてということでお聞きをしようと思ったのですが、私のほうで先走りまして、こういったことをやってはいいのではないかというような意見を述べさせていただきました。

そこで、最後にですね、教育委員会のほうから活性化策について答弁いただきたいというふうに思います。

よろしくをお願いします。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、教育長。

○教育長（千葉道子君） 傍聴者の皆様こんにちは。

教育長の千葉でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、山本議員からの御質問、2項目め2点目の今後の取り組みの中で、スポーツ少年団、中学校部活動の活性化について御答弁申し上げます。

初めに、スポーツ少年団活動は、生涯学習の中で、地域の人の手によりスポーツを通して子供たちの心身の健全育成に大きく寄与しております。地域の方々の熱意と心の広さは絶大なものがございます。年々加入者数は減少しておりますが、現在、4団体におきまして少年団指導者と保護者の協力により、子供たちが元気に活動しているところでございます。と申しますのも、指導

者の方々に日ごろから技術面の指導のみならず、精神面、そして人間としての生き方等を教授していただいているからでございます。

運動会での少年団活動の紹介や少年団フェスティバルなどを行い、入団勧誘をしておりますが、少子化により加入増にはなかなかつながらない現状でございます。

今後、子供たちが自分の好きなスポーツに参加し、自己を伸ばしていけるよう、指導者や保護者との意見の交換等を行ったり、他のスポーツ少年団との交流、連携も視野に入れたりしながら、スポーツ少年団の活性化に努めてまいりたいと考えております。

次に、中学校の部活動。学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性のかん養におきましても極めて効果的な活動でございます。

現在、五霞中学校におきましては、運動部が 11、文化部が 2、計 13 の部が活動しておるところです。人数的に少数の部は、他校と合同チームを組んでいるところもありますが、教職員は熱心に指導に当たっており、生徒たちは頑張っており、一生懸命に活動しています。

それから、生徒数が更に減少することを考えると、部活動の種類を厳選していくことも考えていかなくてはなりません。

これからも教職員の共通理解のもと、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図ってまいりたいと考えております。

スポーツ少年団活動や中学校の部活動は、運動能力を高めるだけでなく、異年齢児や指導者との交流の中で、自主性や協調性、責任感などを育成する意味で教育的意義が大変大きい活動であると考えております。

先ほど、議員がおっしゃられるように、スポーツは健全な心と体を育てる有効な手段でございます。

間もなく開会されますいきいき茨城ゆめ国体では、五霞町ではデモンストレーションスポーツとしてウォーキングが実施されます。9月 21 日土曜日に実施の予定でございます。これらに対しましては、地域の方、それから近隣の方の参加もございしますが、五霞町では小・中学生全児童・生徒が参加いたします。ウォーキングに参加、それから中学生ですと、おもてなしというか、ボランティアで参加する生徒もおります。これらの 45 年ぶりの大会ということで、しばらくないということが、五霞町でも行われるわけですね。茨城県で行われます。

それについて、子供たちが参加しまして、改めて、この体験を心に刻み、体験をですね、生涯にわたってスポーツを通して健やかな充実した生活が送れるようにしていきたいと考えているところでございます。

引き続き、地域の指導者や保護者、学校と連携しながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、山本議員。

○4 番（山本芳秀君）ありがとうございます。

五霞町からスポーツの火が消えないように、行政当局の支援をこれからも何とぞよろしく願いいたします。

これもちまして、私の質問内容、全て終了いたしましたので、席をおりさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で、4 番議員 山本芳秀君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

11 時 10 分に再開をいたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（鈴木喜一郎君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 樋下周一郎君

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、10 番議員 樋下周一郎君の発言を許します。
樋下議員。

〔10 番 樋下周一郎君 発言席〕

○10 番（樋下周一郎君）皆さんこんにちは。

10 番議員の樋下です。

傍聴席の皆さんには、朝早くから大勢の皆さんに傍聴いただきまして、本当にありがとうございます。

最後までよろしくお願ひしたいと思います。

質問に先立ちまして、先日の台風 15 号の災害に遭われた方々には、お見舞いを申し上げますとともに、1 日も早い復旧を願っております。

特に、交流があります千葉県九十九里町の皆さんにもお見舞いを申し上げたいと思います。

今回の災害で、インフラの復旧がいかに大事かを教えられたわけですので、今後は、それらの教訓を生かして、町も防災対策に取り組まなくてはならないと思います。

私は、質問通告書どおり 3 項目 8 点について質問をさせていただきます。

1 項目めは、先日の町長選挙で 4 期目の町政を託された染谷町長に施政方針を問うとともに、今後どんなまちづくりをしたいか、お伺ひしたいと思います。

ここ 10 年で、町の人口は約 1,000 人から減少して、少子高齢化が進んでおります。子供たちの減少は、教育環境に大きく影響して、学校の統合も視野に入れなくてはならない、介護福祉分野にも力を入れなくてはならない、公共施設や幹線道路といったインフラ整備にも取り組まなければならないなど、もう課題は山積みです。

継続は力なり。

町長は、スローガンで、よく言われてきましたが、3 期の集大成と積極的な今後のまちづくりについてお伺ひをいたします。

まちづくりの基礎となるものは財政です。

安定した自主財源の確保、インター周辺開発による税収の確保、中期財政計画の立案によって、常に財政状況を見通していかなければならないと私は要望してきましたが、その財政の見通しはどうか伺ひます。

2 項目めは、都市計画道路の整備について伺ひます。

圏央道が開通して、飛躍的に交通量が増大して、幹線道路の整備は急がなくてはならない状況になってきています。

現在進んでいる IC 周辺開発による重要道路の町道 5 号線の現状はどうか。

今後の見通しについてもお伺ひします。

2点目は、私が平成13年に区長にお世話になった時に、関係者の説明会を開いてから、既に18年が経過している町道7号線についての現状と今後についてお伺いします。

3点目は、町の課題の一つでもある幹線道路の整備は、町発展の重要な施策であるわけですが、その重要度、優先度をどのように考えているかお伺いします。

3項目めは、道の駅についてです。

道の駅がオープンしてから、14年がたとうとしております。

茨城の道の駅では一番成功した道の駅だと言われてきましたが、その現状と今後の課題をお伺いします。

2点目は、町の農業政策の一つの柱でもある道の駅の将来はどうか。

将来構想はあるのか、お伺いします。

3点目は、駐車場の拡張は、少し拡大できましたけれども、まだまだ足りないのが現状だと思います。道の駅北側のインター周辺開発地区Bブロックの土地活用をどう考えているかお伺いします。

以上、3項目についてお伺いします。

答弁によっては再質問いたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君） 樋下議員、1項目1点ずつでよろしいでしょうか。

○10番（樋下周一郎君） はい。

○議長（鈴木喜一郎君） 1項目1点目の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君） 1項目めの1点目、今後のまちづくりに関しまして、私の施政方針等を申し述べさせていただきたいと思っております。

私は、これまで3期12年間の政治活動におきまして、キャッチフレーズは「挑戦し続ける、さらに元気な五霞町を目指して」ということで、誠心誠意まちづくりに取り組んでまいりました。

そのような中で、本年4月には町民の皆様の信任を得られまして、新たな4期目をスタートさせていただいたところでございます。

ありがとうございます。

選挙公約の中でも述べさせていただきましたが、今期4年、4年間での、大きくは5つの公約ということで掲げさせていただきました。

街頭演説等でも全部これはお話させていただいてきたのですが、細かく話すと30分ぐらい、これだけでかかってしまいますので、大まかなところだけを述べさせていただきます。

まず、1点目についてですが、小さくても魅力と活力にあふれるまちづくり。

要は、五霞町の身の丈に合ったまちづくり。これを進めていきたい。

その中でですね、現在、第6次五霞町総合計画を策定しております。これは、今後20年という先を見据えたグランドデザイン。これを今、策定中ということで、しっかりと20年先を見据えたということで、いろいろ厳しい財政状況の中でも持続可能なまちづくり。これが基本だろうと思っておりますので、それらを今、策定させていただいておりますが、20年に向けての第6次総合計画策定の中では、私は、5年、5年刻みでローリングしていくと、見直しをしていくということが一番理想であろうと思っておりますし、その中で、この4年間、私がこの4年間をまた託されましたが、ひとつ20年先の方向性。いろいろな先ほど御指摘がありました。学校問題、水道問題、それらの方向性をしっかりと出していくのが、この4年間ではなかろうかなと思っております。

そういう中では、上下水道事業の広域化でございます。

御承知のように、五霞町にとりまして上下水道事業というのは単独運営を強いられております

が、この財政負担ですね。非常に赤字補てんで、水道、下水道を含めると、約6億円近くをこちらに補てんしている。これを将来の次世代を担う人たちに負担を残してしまうと、大変な負担になってしまう。

こういふことで、ぜひこれをですね、財政負担を重要課題ということで捉えまして、実は、昨年から国、埼玉県、茨城県の御理解と御協力を得ながらですね、県を越えた広域化、なかなか五霞町は利根川を越えて茨城県側というのはもうちょっと不可能ということでございますので、今後、県の枠組みを越えた広域化・共同化を進めてまいりたいということで、先般も国のほうにも要望させていただきましたし、五霞町の実情も説明させていただいて、前向きに国のほうも御理解いただいて、進めているところでございます。

それから、3点目、学校施設を含む公共施設の再編・統合。

これは、御承知のように、経済成長期につくった建物。この役場庁舎一つとってもそうなのですが、もう50年以上と。雨漏りもしております、これらの今後の建てかえ。それから、今、御指摘にありましたが、学校ですね。これも少子化の中で、五霞町の教育の学校のあり方はどうすればいいのか。これもですね、いろいろ類似団体である河内町、大洗町へ教育委員さんや担当課に研修に行っていたいただいて、それらの全部まとめもしていただきました。

今後、どんな素案で五霞町の検討をしていったらいいのか、素案づくりをしましたので、間もなく検討委員会を立ち上げていきたい。これもですね、できればスピード感を持ってやっていきたい。

このような考えで、現在、この学校施設を含む公共施設の建てかえ、これもなかなか一度に全部、役場も学校もというわけにはいきませんので、いかにこれを計画的にやっていくか。これが非常に大切なのではないかなと考えているところでございます。

できるだけ、次世代に大きな負担を残さない。こういう形の中で、統合・複合を検討してまいりたいと思います。

続いて、4点目が、皆さんからいつも出される定住対策です。

人口減少が進む中で、町の人口をどのように維持していったらいいのか。

確かに年間100名近くは減少している。これもですね、日本全体が減少という中で進めております。今月は、どういうわけか、五霞町1カ月のトータルは12名プラスになりました。そういう要素もあるんだなと思うのですが、これらもいろいろ含めた中で、この人口減少が進む中で、どう町の人口を維持していくか。これらも大きな課題でございますので、いつも申し上げているのですが、定住化、これも非常に大切です。

ただ、それとともに、五霞町の関係人口。というのは、昼間、五霞町は5,000人から6,000人の人がふえます。これは、企業等に勤められている方が多いということで、それらの人たちがいかにネットワークをつくって、登録をさせていただいて、そして五霞町の応援隊になっていただけるか。今、それを職員のほうにも、この制度をつくり上げるというような方向でお願いもさせていただいております。

ただ、定住していただければ、それは何よりですが、やはり五霞町といかにかかわりを持っていただける人たち、幼稚園にも町外から多くの園児も来ております。道の駅にも3万人以上のリピーターもおります。これらを大いに捉えてですね、ネットワークづくりをして、五霞町の応援団になっていただければと思っています。

続いて、5点目ですが、新たな都市計画マスタープラン。これは、今後の都市計画の基本に、まちづくりの基本になるものですが、現在、策定中の第6次五霞町総合計画との整合性を図りながら、都市計画マスタープランを策定してまいりたいと考えております。

20年後を見据えた広域的な、複合的な商業・工業・流通、これらを中心とした市街地形成、

これらをどう進めるか、これらもしっかりと進めてまいりたいと。

簡単ですが、以上、5つの公約を中心にですね、この小さいながらも存在価値があるまち、これは県内で一番小さいわけですが、そういう中でも存在価値のあるまち、またこの住民が誇りに思えるまち、これらを目指して、この4期目4年間、全力で頑張らせていただきたいと思います。以上です。

○議長（鈴木喜一郎君） 樋下議員。

○10番（樋下周一郎君） ありがとうございます。

町長に答弁いただくと、相当時間がかかってしまうかなとちょっと思っていたのですが、短くしていただきましてありがとうございます。

小さいながらも存在感のあるまちづくりを目指しているということで、町長の施政方針は6月の議会でも報告されておりますので、ここで細かく一点一点、時間の関係もありますので、問うことはやりませんけれども、第5次から第6次の総合計画や都市計画マスタープランに沿った施策が進められていることは町の施策の骨格であると理解をしておるところでございます。

ただ、町の魅力度アップ。

私が一番言いたいのは、町のすばらしさをアピールする手段、手法。

やはりそういう点で、今まで少し欠けているのではないかなというふうに感じているところがございます。

若い世代に町に住んでもらえるまちづくりを目指すべきではないかと、日ごろからいろいろな場面でお話させていただいておりますけれども、やはりそのアピール度、その手法。今回、広報戦略グループもできましたけれども、そういう面での町長の今後の意気込みといたしますか、考え方をもう1点だけ述べていただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、町長。

○町長（染谷森雄君） 一番大切なのは、今、情報化社会ですから、いかにPRするか。これが非常に大切なのかなと思っています。

確かに議員御指摘のように、五霞町にはたくさんの魅力があると思いますし、私、毎月、朝礼も開いて職員にはお願いしているのですが、そういう中で、この五霞町にはすばらしい種がいっぱいあるよと。

ただ、これをいかに見つけ、いかに育てるか。これは、職員をはじめ我々の仕事でもあるということで、職員にはそれをお願いさせていただいておりますが、昨年度、とにかく情報発信をしっかりしていこうということで、やはり今まで各事業によっては各部署、各課で担当していたのですが、それを一元化して情報発信をやっていこうと。

そしてまた、新たな戦略もそこで練っていただいて、どんどん外に発信していこうということで、今のところ広報戦略グループなんですけど、いずれ、これは独立して一つの課に立ち上げるべきだろうと考えておりますが、とにかく情報発信、議員御指摘のように、五霞の魅力度をPRするためにも、これがぜひ必要だろうと思っています。

また、議員の皆さんからもいろいろ御提案がありましたら、町のほうにも御提案をいただいて、それらも参考にさせていただきたいと思っておりますし、また住民の皆さんからもいろいろな御提案をいただけるようなシステムをつくってまいりたい。

それから、先ほど申し上げましたが、五霞町とかかわりのある人たちからも、外から見た五霞町のよさ、PR、これらも大いに御指摘いただけるような、そういう制度も取り組んでいきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、樋下議員。

○10番（樋下周一郎君） ありがとうございます。

時間の関係もあるので、かいつまんで1点目は終わりにしたいと思いますけれども、私の考えを一つだけ述べさせていただきますと、五霞町には有名企業さんがいっぱいあると。やはり町のPRといえますか、イメージを上げていくためにも、企業さんとコラボしていく考え、そういうものも結構大切ではないかなと思っているところですが、それを提案させていただきたいと思います。

2点目をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木喜一郎君） 続いて、1項目2点目の質問に対し、政策財務課長の答弁を求めます。
政策財務課長。

○政策財務課長（大関千章君） それでは、1項目めの2点目でございます。

財政状況の見通しということで答弁差し上げます。

この財政の見通しにつきましては、現在、平成30年度の一般会計の決算額をベースに、向こう10年間のうち、収支等に大きく影響する事業を反映した形で作成している最中でございます。

特に、歳入と歳出の見通しを申し上げますと、歳入の部分につきましては、本町の場合、歳入の約4割強を占める税収がございます。そちらについては、近年、20億円から22億円程度で推移をしているという状況です。

さらに圏央道五霞インターチェンジ周辺開発、こちらのほうの企業立地による増収が見込まれる一方で、経済情勢や税制改正がございますので、そうした影響を受けやすい部分がございますので、楽観視できない状況がございます。

歳出でありますけれども、こちらは全国の自治体が抱える共通課題でございますけれども、高齢化の進行に伴う扶助費と義務的経費、さらには特別会計等への繰出金が増加傾向であると。

また、主要幹線道路の整備、老朽化に伴う公共施設等の修繕等、投資的経費の増加によりまして、引き続き厳しい状況が続くと想定されるわけでございます。

今後の方向性でございますけれども、やはり地域的な財政状況を見通した上で、歳出をどのようにコントロールしていくか、あるいは、歳入をどのように確保していくかが今後の財政運営上の大きな課題であると捉えてございます。

特に上下水道施設の広域化等についても、それらの検討を含め調整してまいりたいと考えているところでございます。

したがって、これまで以上に限られた財源での効率的、効果的な行政運営が求められるというところであります。

ちなみに、次年度以降、これは令和2年度以降の予算編成でございますけれども、継続事業であっても、投資効果の低い事業は見直し、あるいは廃止、縮小等を検討して、真に必要で緊急性を要する事業、あるいは、将来の歳入確保につながる事業等を選択して、入ってくる歳入に見合った歳出とするため、優先順位等をつけて予算化をしてまいりたい。

いずれにしましても、運営課題を明らかにした上で、持続可能な財政運営に努めていくといった考えでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、樋下議員。

○10番（樋下周一郎君） 大変ありがとうございました。

冒頭で、中期財政計画をつくれということでお話もしましたけれども、その計画は徐々につくられているということで、少し安心をしたところでございますけれども、財政の中で、比較的税収は安定している。今後、新たな税収も見込まれる。そういう中で、町民の皆さんも大変心配しているところでございますけれども、財政は危機的状況なのか、厳しい状況なのか。これが大き

な違いがあると思うんですね。

その辺はどうなのか、ちょっと1点お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、政策財務課長。

○政策財務課長（大関千章君） 財政は危機的か厳しいのかという判断でございますけれども、言葉でその程度をあらわすのは非常に難しいというところがございます。

先ほど議員御指摘のように、歳入のほうが安定しているところでもありますけれども、言いかえると限定的だということも言えるかなと思うわけでありまして。

したがって、この辺については、社会情勢と今後の町の事業の進め方によって、その程度が違ってくるということが大きく言えます。

一つは、町の歳入でございますけれども、法人税割の税収に依存している部分が非常に大きいわけでございますので、企業さんのほうの景気影響によって、税収が落ち込んだ場合には、厳しいと。

先ほどありましたけれども、あつては困りますけれども、災害が発生した場合には、その対応をしなければならないということで、社会経済情勢による影響、さらには先ほど申し上げました、みずからやる事業の選択手法によっては苦しい立場になる可能性はあるというところがございます。

いずれにしても、そうならないように、さまざまなリスクに留意しながら、町長からありましたけれども、身の丈に合った、町の体力に合った事業の仕分けを行いながら、説明責任を果たしていくと。そうするところが肝要ではないかというふうに考えております。

まとめませんが、以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君） 樋下議員。

○10番（樋下周一郎君） 財政問題を論じていると、1時間あつても終わらないと思いますので、ちょっと1点だけですね。

ちょうど今、町長から、先ほど答弁の中でありましたけれども、議会は平成30年度決算の最中ですが、財政の中で、債務返済で大きなウエートを占めている上下水道。これを広域化することで、財政はよい方向に向いていくのかどうか。

その1点だけはお伺いしておきたいと思います。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、政策財務課長。

○政策財務課長（大関千章君） 先ほど町長の答弁でもございましたけれども、現在、関係機関と調整中というところがございます。

ざっくり申し上げますと、実際、広域化に伴いまして、費用負担がどの程度になるか、あるいはスケジュールがどの程度になるかというところが現時点で明確化していないというところがございます。

いずれにしても、今後も鋭意、関係機関との調整を進め、適宜に方向性を明らかにしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○10番（樋下周一郎君） 続いて、2項目めをお願いします。

○議長（鈴木喜一郎君） はい。

続いて、2項目1点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（田口啓一君） 2項目めの都市計画道路の整備について、1点目の町道5号線の現状と今後について御答弁申し上げます。

町道5号線につきましては、五霞インターチェンジと町道8号線をつなぐ主要アクセス道路と

して、現在、町の最重要路線として取り組んでおります。

道路の概要でございますが、延長につきましては1,050メートル、幅員12メートルの両側歩道つきの整備を行っております。

現在までの整備状況でございますが、平成25年度より事業に着手し、昨年度までに必要な用地の取得と消防団4分団詰所から町道8号線交差点までの下層路盤工事までが完了しており、昨年度までの事業進捗率は事業費ベースで46.2%でございます。

なお、町道5号線の整備に際し、国庫補助事業となる社会資本整備総合交付金を受け、令和元年度末の完成を目標に整備を行っており、昨年度までは同交付金の内示率が悪く、思うように事業が進捗していない状況にございました。

しかし、令和元年度より、同交付金の重点的な配分を受けられる路線として指定されたことにより、今年度は補助要望額に対して満額の内示をいただいております。

これにより、令和元年度末での進捗率は事業費ベースで64.4%を見込んでおり、来年度以降の内示率も要望額に対して満額に近い交付金が期待できるものでございます。

こうした状況を踏まえ、順調に事業が進めば、令和3年度末の完成を見込んでいるところでございます。

町といたしましても、町道路交通網の根幹をなす町道5号線の早期完成に向けて、鋭意整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、樋下議員。

○10番（樋下周一郎君） ありがとうございます。

町道5号線、インター周辺開発の中で最重要路線ということで優先的に整備が進められているわけですが、今、課長からのお話ですとですね、令和3年度に完成予定と。

今年度が64.4%の進捗率になるのではないかなというふうなことで、国からの交付金が、社会資本整備総合交付金の補助というのが、なかなか今までつきづらかったというのがあって、大変計画よりも遅れてきたのではないかなというふうに思っているところですが、ちょっとこれは単純な質問なのですが、この補助は、何パーセントの補助率なのか。

それとですね、この工事事業が終わらないと、ダブってこの同じ交付金は受けられないのか。

その2つをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木喜一郎君） 都市建設課長。

○都市建設課長（田口啓一君） まず、交付金の補助率の状況でございますけれども、通常の路線ですと、50%という補助の状況でございます。

これに対して町は要望させていただきますけれども、通常の市町村ですと3割から4割程度、内示額というのが厳しい状況だというものでございます。

ただし、先ほど申しましたとおり、今回、重点路線ということで位置づけをいただいた関係上、補助率についても55%、内示額につきましても要望額に対して、ほぼ100%近いものをいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○10番（樋下周一郎君） もう一つ。

○都市建設課長（田口啓一君） 失礼しました。

○議長（鈴木喜一郎君） 都市建設課長。

○都市建設課長（田口啓一君） 県と調整の結果、2路線というのも可能は可能ですけれども、全体的に五霞町に配分される枠というものが決まってまいります。100もらえるものを100充てるか、それをそれぞれに充てるかということで、かさ上げというのは厳しい状況が続くというも

のは担当のほうから聞いている状況でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、樋下議員。

○10番（樋下周一郎君）ようやくですね、町道5号線の完成が見えてきたということで、次の2点目に入りますけれども、先の都市計画道路の整備というのは急がなくてはいけないのではないかとこのように私は考えているところなんです、このところの補助率が満額ということで、これは計画どおり、間違いなく令和3年度には町道5号線は完成するのではないかとこのように、今、確信したところでございます。

それでは、2点目のほうにお願いしたいと思います。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、2項目め2点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（田口啓一君）それでは、2点目の町道7号線の現状と今後について御答弁を申し上げます。

まず、町道7号線の概要及び事業経過について御説明をさせていただきます。

町道7号線、都市計画道路小手指・元栗橋線は、元栗橋押出工業団地と小手指大崎工業団地を結ぶ幹線道路として、昭和48年に延長2,630メートル、幅員12メートルで都市計画決定された路線でございます。

現在までの整備状況でございますが、市街化区域内につきましては、押出土地区画整理事業やキューピー株式会社の大規模開発行為により約770メートルが整備されている状況でございます。

また、平成11年度から13年度の3カ年、国の補助事業の採択を受け、押出地区から舟渡橋地先の交差点までの約500メートル区間が整備を完了しております。

舟渡橋からキューピー株式会社地先までの1,360メートルの未整備区間については、平成14年度に一部路線測量を行い、平成15年度には用地測量を予定しておりましたが、平成14年3月と平成15年3月の2回にわたり、地権者並びに関係者を対象とした説明会を開催した際に、新たに町道7号線を整備するものではなく、現道である町道1864号線を拡幅してほしいとの強い要望があり、地域の合意形成までには至らなかったという状況でございます。そのため、事業を一時中断してございます。

その後、平成26年2月と12月の2回の地元説明会を経て、平成26年度に道路線形を決定し、土地の登記記録の調査を行ってございます。

また、平成27年度は路線測量と地質調査の実施、平成28年度及び29年度の2カ年において交通量の推計並びに交差点を含めた道路の詳細設計を行ってございます。

続きまして、今後の整備の予定でございますが、1点目の御質問にて回答させていただきましたとおり、現在、町としましては、町道5号線を最重要路線として取り組んでおりますので、令和3年度までは、町道5号線の完成に全力を注ぎ、令和4年度以降に社会資本整備総合交付金の事業認可を受け、町道7号線の整備に取り組んでいきたいと考えてございます。

町道7号線の現時点での整備計画でございますが、令和4年度に用地測量、物件調査、不動産鑑定等を行い、令和5年度は測量調査設計、令和6年度に用地買収、物件補償を行い、改良工事につきましては、令和7年度より3カ年の工程スケジュールで整備を行う予定で考えてございます。

そのほか、当該路線につきましては、埋蔵文化財の包蔵地が含まれておりますので、試掘調査の結果、本調査の必要性が生じた場合には、工事の着手時期、さらには完成時期が後年度に延期され延伸する場合もございます。

また、国庫補助金の交付状況により事業の進捗が前後する場合もございますので、その辺はお

含みおきをいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君） 樋下議員。

○10番（樋下周一郎君） 今、町道7号線の今後の事業計画と経過等の説明がございましたけれども、この町道7号線につきましては、私が平成13年に区長にお世話になった時に、説明会を開いて、その時に反対の御意見の方もいらっしゃったので、補助事業を情報・防災ステーションに行く道路に振り向けてしまった経緯があります。

平成22年に再び私が区長でお世話になった時にですね、関係者の皆さんの説明会で、皆さんの賛成を得られて、路線測量まで進んだわけでございますけれども、先ほど経過説明がございましたけれども、そこまで進みながら、今度は町道5号線を先に整備しなければならないということで、その交付金を含めた補助事業の関係が町道5号線に行ってしまったと。そういう関係で、皆さんの同意を得ながらですね、地権者の皆さんの同意を得ながら、進まなくなってしまったのは、大変こう、ちょっと遺憾なことではないかなというふうには私を感じているところですが、少しでも早く完成させる姿勢を示していただきたいというのが、今回の私の質問の一番の要旨でございます。

今後の工程の中で、令和4年から用地測量、令和6年から物件補償の調査、7年から工程に入りたいというふうなお話でございましたけれども、町道7号線、いろいろな路線の中には課題もございまして、なかなか一から順番に、町道5号線が終わってからやっているとは、時期がもっと遅れてしまうのではないかなと思っておりますので、もうちょっと早く町道7号線のほうに取りかかっていたことが——本来であれば、取りかかる年度を令和4年としましても、その前に測量とかそういう部分というのは、ある程度できるのえはないかなと思っておりますので、その辺の、町としての考え方がとれないのかどうか、ちょっとその辺だけお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、町長。

○町長（染谷森雄君） ただいまの樋下議員の都市計画道路の重要度ということでございます。

町道7号線、これは重要路線であるということは、私のほうも認識をしているところでございます。

先ほど都市建設課長からの答弁もありましたとおり、まずは町道5号線の整備を重要路線として取り組んで、今現在いるところでございます。こちらを早期に完成をさせて、次に町道7号線に入りたいと。

町道5号線も、先ほど都市建設課長からもありましたが、当初はやはり内示率が非常に悪くてですね、このままでいくと10年もかかってしまうのではないかなと。こういうことで、県のほうにも強く要望させていただきました。それによりまして、おかげでですね、この社会資本整備総合交付金、「社総交」と言うのですが、これがですね、県内で7カ所が重点路線として指定されました。これによって、内示率が満額、55%。例えば、今年度も1億円近い事業費がありますが、その中で5,500万円の補助金がいただける。来年度も満額いただけると。こういう重要路線に指定をされたということで、先ほど説明があったように、とにかく、町道5号線のほうを令和3年度末までに、まず完成させたいと。それから、町道7号線のほうに取り組んでいきたいと。このような流れで、現在、考えております。

先ほど説明ありましたように、当初は平成13年に町道7号線をという話でございましたが、やはり道路は、御承知のように、地権者の同意、協力をいただかないと、反対があると道路はなかなか進められない。補助金も、その年に使う補助金としていただくわけですから、計画としていただくわけですから、やはりそこができれば、ほかへ回さざるを得ないということで、別

に町道7号線を置いていったというわけではないんですよ。やはりですね、協力が得られないと、せっかくついた補助金をパーにしてしまうことになりますから、返済するということになりますので、それでほかに補助金を使ったと。こういう御理解をひとついただければと思います。そういうことで、町道7号線のほうもですね、令和4年度より事業開始ができるように、できるだけ計画どおり進めていければと思います。

ただ、もう一つお願いしたいのは、町道5号線。町道7号線だけが道路ではありませんので、もう一つあるのは、今、堤防強化事業で、山王地区が間もなく堤防強化も完成してくるのですが、そこに管理用道路を町が整備しなければならない部分がありますから、当然それらも同時に進行しなければならない。そういう中では、町道7号線のほうに町独自の予算もつぎ込めればいいのですが、現在のところ、そういう流れはあってですね、今、町の予算でできるところは今まで進めてきた。

あとは、今度はその社総交の補助金を決定いただいた中で、令和4年から進めていきたいと。このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、樋下議員。

○10番（樋下周一郎君） ありがとうございます。

今、ちょうど3点目の重要度、優先度も町長に答弁していただきましたけども、大変町のほうも、都市計画道路の整備計画の中では、町道5号線も含めた——今、町道5号線、7号線だけではないというのはわかりますけれども、町道5号線、7号線は最優先の課題であるというふうに私は認識しているところでございますので、ぜひ、そういう面での早い、補助事業を受けないとなかなか取り組めないみたいなところはございますけれども、その辺をぜひ少しでも早く取り組んでいただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3項目めに入りたいと思います。

○議長（鈴木喜一郎君） 続いて、3項目め1点目の質問に対し、産業課長の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君） 3項目め、道の駅について、1点目の現状と推移、課題について御答弁申し上げます。

初めに、現状と推移について申し上げます。

平成17年のオープンから右肩上がりに伸びを続け、平成22年度が売り上げ10億5,639万8,000円。来店者数、レジ通過者でございます。96万4,009人と過去最高を示しております。

直近3年間の売上と来客者数を申し上げます。年度、売り上げ、来客者数で申し上げます。平成28年度につきましては、9億898万7,000円、81万645人の来客者数でございます。平成29年度につきましては、9億357万6,000円、80万6,188人。平成30年度は8億9,251万5,000円、80万7,515人となり、東日本大震災の風評被害の影響から回復傾向にはございます。

続いて、売上割戻金の状況について申し上げます。本年度の売上割戻金でございますけれども、1,013万720円、リニューアル工事等での支出額6,386万6,500円を差し引きまして、積立累計額といたしまして5,905万3,232円となっております。

次に、課題について申し上げます。

施設面で課題が改善されたところにつきましては、新たな駐車場として、新4号国道沿いを含め約140台分を確保し、駐車場不足への対策を行ったほか、株式会社染めQテクノロジー様によりCSR地域貢献活動として屋根の遮熱塗装を行っていただき、夏場の環境改善が図られております。

次に、これからの課題といたしまして、個別施設計画等の結果等により利用頻度が高い施設であることから、機械設備、特に空調設備の劣化が進行しておりまして、動線計画、貯蓄機能におきまして、必要性能を満たしておるとは言えず、これから改善していく必要がございます。

また、直売所への出荷者についても高齢化が顕著となっております。後継者不足が懸念されます。町では、農業後継者を育成するため、農業未経験者や農業経験の浅い方を対象に、直売所に出荷できる技術を身につけるようにと、平成 26 年度から農業塾を開催しており、毎年 20 名程度の方々が受講され、延べ 132 名の方が受講されております。平成 30 年度までに約 10 名の受講生が道の駅への出荷に至っている状況でございます。

昨年度、施設面、運営面、経営面からの調査業務を行った結果報告書の「出荷者・直売所の課題」、「道の駅の運営面での課題」など、道の駅が抱える課題を一つ一つ解決し、生産者を含めた関係者と対話を重ねながら、5 年後、10 年後を見据えた道の駅のあり方について進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君） 樋下議員。

○10 番（樋下周一郎君） 道の駅に私もいろいろかかわっているわけですがございますけれども、今までの経過を課長から答弁いただきましたけれども、平成 22 年度をピークに、3.11 がございましたので、その後、やや減少傾向に、売り上げ、来客数とも多少何%かの減少傾向にありましたけれども、最近になって、ようやく盛り返したのかなというふうに思っているところでございますけれども、まず、先ほど課長らも課題が幾つか挙げられました。

どうしても建物の空調とか、そういうのは非常にちょっと悪かった面はあると思っておりますけれども、そういう面の改善も今後の課題にはなってきたらと思っておりますけれども、そういう中であって、やはりどうしても私たちが見た目で見ますと、農産物関係だけに限らず、全体の売り場面積が狭いのではないかなというふうな部分もありますし、農産物に限って言いますと、午後からの品物がなくなってしまうというような状況の中で、お客さんが午前中に集中しているような状況になってきておりますので、やはり生産力を高めるために、生産者の数をふやすために、町では農業塾、先ほど説明がございました農業塾を開講しながら生産者をふやそうと努力してきたわけですがございますけれども、そういう成果もあると思っておりますが、人数的にその農業塾を出た方の成果を先ほど報告されましたけれども、やはりそういう人たちが、ある程度自立して生産していくためには、それぞれ町としての補助的なもの、できれば、冬場を活用するためには、ハウス等が必要になるわけがございますので、ぜひ、そういう面での補助事業的なものは、やってきたのか、やっているのか。

その点を 1 点お伺いしておきたいと思っております。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君） 農業塾等で受講され、道の駅に出荷されている方につきまして、ハウス等の事業等は、現在のところしていない状況でございます。

今後、意欲向上、規模拡大等の要望がございましたら、施設導入に向けた補助事業を活用してやっていきたいというふうに、生産者の方と協議しながらやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、樋下議員。

○10 番（樋下周一郎君） どうしても若い人たち、生産者の若い人たち、代が変われば、意欲を持ってやっていらっしゃる方がやっていくのには、それなりのやっぱり資金が必要でございますので、いろいろな制度資金はありますけれども、いろいろな面で、町としても援助しなければい

けないのではないかなというふうに思っているところでございます。

そういう中で、道の駅の生産者としての登録者は、直売所のほうですけれども、数字が間違っていたら課長に訂正してもらいたいと思うのですが、147名だというふうに思いますけれども、町内の生産者が約100名というような人数だと思いますけれども、そういう中で、あそこの道の駅の事業自体が国の補助事業を受けていますので、生産者の50%の割合といたしますか、そういうものが、やはり補助事業の制約としてずっとあったわけでございますけれども、現在の14年目から、来年度は15年目になりますけれども、そういう制約は引き続きされているのか。その辺の中身的なものは、今どうなっているのか。ちょっとその辺もお伺いしておきたいと思えます。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君） 道の駅建設に使用しました国庫補助事業、経営構造対策事業の地域食材供給施設につきましてですけれども、施設で取り扱う農畜産物の仕入れ、委託販売のうち、地域内の農畜産物が50%を超えていることが条件とされております。

現在、国の指導が終了いたしまして、県の指導に移っており、考え方のほうを確認させていただきました。

次の回答でございます。

地域の考え方といたしまして、地域の範囲は、五霞町であることというところは変わっておりません。50%を2年連続で下回った場合は、経営改善計画を提出し、ヒアリングを受けること。50%を下回ったとしても、すぐには補助金返還までとはならず、経営改善計画の目標に沿って努力すること。今後、具体的な計画がある場合には、早めに相談願いたいということでございますので、こちらにつきましては、今後、50%の維持等を含めながら十分検討していく余地があるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君） 樋下議員。

○10番（樋下周一郎君） 補助事業も15年近く経過すると、いろいろな面で変わってくるというのはおかしいですけど、それなりの制約が小さくなっていくのかなと思いますので、その辺、今、課長が答弁いただきましたのでわかりました。

時間もございませんので、2点目の将来構想について、ちょっとお伺いしたいというふうに思っています。

将来をどのようにするか。先ほど、課長から答弁あったように、各方面から意見も、今、集約されているようでございますけれども、簡潔に少しお願いしたいなというふうに思っています。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、3項目2点目の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長。

時間がありませんので、簡潔にお願いします。

○町長（染谷森雄君） 2点目について、将来構想はあるのかについて御答弁させていただきます。

御承知のように、平成17年にオープンして、もう15年経過しているということで、ただ、先ほど担当課長からも答弁いただきましたように、大変もう、五霞町の顔になっている。また、西の玄関口のショーウインドーということで位置づけされてきておりまして、これからもまだまだ大きく集客力のポテンシャルを持っているのではないかなと思っています。

将来構想については、この道の駅ごかを拠点として、まちづくり、人づくり、ものづくり。この町の魅力を最大限に創出できる、発信できる施設、これを展開してまいりたい。県内外から関係人口、交流人口をふやすこと。そして、観光の拠点、交流の拠点、またもう一つは防災の拠点にもなろうかと思えます。

町の魅力を実感していただき、できれば将来ですね、これらによって定住化につながればと考えておりますが、今後、そういう道の駅ごかを目指していきたいと考えております。

簡単ですが、以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）樋下議員。

○10番（樋下周一郎君）ありがとうございます。

時間の関係もございますので、3点目のほうにも入りたいと思いますが、そのBブロック北側の土地を今後どうするのか。

その辺も、町長にお伺いしておきたいと思います。

○議長（鈴木喜一郎君）3項目め3点目に質問に対し、町長の答弁を求めます。

はい、町長。

○町長（染谷森雄君）3点目、道の駅裏側の土地についてということで、御質問でございますので、御答弁申し上げます。

2点目で申し上げましたように、道の駅ごかは、町のシンボルとして町の魅力を最大限に発揮して、有効的な利活用を図っていくべきであると考えております。

道の駅は、集客を伴う施設でもあることから、他の施設より老朽化が著しく、施設の方向性についても、現在、将来の道の駅のあり方の検討、判断をいただいているところでございますし、大分老朽化しているということも認識もしております。

樋下議員御質問のこの道の駅裏側の土地。

これにつきましても、以前から道の駅を更に発展・充実させるためにも、また、まちづくりの中核として、町のにぎわいを創出するためにも、当然これは利活用すべき土地であると考えております。

また、住民の皆さんからも、そういう要望をたくさんいただいておりますので、また、今、10年先を見据えたワークショップ、これは高校生とか若い人も入っていただいているワークショップでございますが、この中でも、家族で楽しめる道の駅、快適な道の駅、施設の全面改装など、いろいろ提案もされておりますので、道の駅に求める利用者の方々のニーズが非常に大きくなってきておりますし、これを展開していくためにも、必要な土地であると感じておりますので、ひとつ今後ですね、将来を見据えて、道の駅の後ろの土地も獲得するという形の中で検討しているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、樋下議員。

○10番（樋下周一郎君）今、町長からですね、道の駅の北側のBブロックの土地、あそこを将来的には町が確保をしていきたいというような答弁をいただきました。

最近、オープンした筑西市の道の駅があります。面積も五霞町の倍はあると思いますが、あそこに行ってみますと、コンビニも併設した道の駅で、大変駐車場も広く、いろいろなイベント広場もあったりして、目的がいろいろな多方面にわたっているような気もしますが、やはり五霞町の道の駅は、大変交通の利便性が優れている場所なので、やはり農産物の直売所、コンビニ、レストラン、やはりそういうものを併設した立地が、今後、将来構想の中では望ましいのではないかなというふうに思いますので、ぜひ北側の土地を町としても生かしながら、十分にそこに投資費に見合った部分ができるように考えていただければというふうに思いまして、時間も来ておりますので、その辺の考え方、町長のほうから、最後にちょっと、何かあるんですか。

1点だけ、お願いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、町長。

○町長（染谷森雄君）御提案ありがとうございます。

今、議員から御指摘あったように、今、インター周辺開発の中で、商業施設等もいろいろ課題になっているのですが、あそこをうまく中に、いろいろな案としては、あそこも道の駅を生かした商業施設、これらもいろいろ御意見もいただいております。あとは、もっとほかの部分でも道の駅を拠点として生かしたらどうかという御意見もいただいております。そのためにも、どうしても必要な部分であると考えておりますので、しっかりと検討していきたいと思っております。

それから、先ほど、社会資本整備総合交付金の中の内示率の中で、ちょっと私のほうが勘違いしておりましたが、ちょっとこれは、課長のほうから説明して。

○議長（鈴木喜一郎君）都市建設課長。

○都市建設課長（田口啓一君）先ほど町長の答弁の中で、町道7号線等の関係でございましたけど

も、内示率、町長のほうで55%というお話があったかと思うんですけども、こちらについては補助率のほうで55%ということで、内示率につきましては、ほぼ100%という意味合いでございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）樋下議員。

○10番（樋下周一郎君）どうもありがとうございます。

これで質問を終わりにしたいと思います。

大変ありがとうございました。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で、10番議員 樋下周一郎君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時より再開いたします。

大変御苦労さまでした。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木喜一郎君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 黛 丈夫 君

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、2番議員 黛 丈夫君の発言を許します。
黛議員。

〔2番 黛 丈夫君 発言席〕

○2番（黛 丈夫君）それでは、始めさせていただきます。

傍聴の皆さん、こんにちは。

本日の一般質問3番手、2番議員の黛 丈夫でございます。

傍聴に御出席賜りました皆様、本日は御多用中の中、まことにありがとうございます。

私、少々緊張しておりますが、精いっぱい務めさせていただきます。

さて、皆様、先日の台風15号直撃による暴風災害で、千葉県内は停電や壊れた屋根の修復作

業がままならない中、その後の追い打ちをかけるような大雨で、室内が水浸しで、被災住民の疲労が高まっている状況を御存じのことと思います。

台風は、進路の東側に当たる地域に甚大な被害が発生すると言われますが、台風 15 号の 2 日前の予想進路では、五霞町周辺がまさに台風の東側に当たり、願わくば、それてほしいと祈ったのは私だけではなかったと思います。

幸いにして、五霞町は、街路樹の倒木が数例、また、野菜や刈り取り前の稲が倒れたと、比較的軽微な被害があっただけでしたが、千葉では、被害は 8 日を過ぎた今、東電は 1 万 6,000 人体制で作業を進めると言いますが、停電によるライフラインの復旧がいまだなされていない地域もあり、被災住民の日常生活と安心を取り戻せるのは、まだ先になりそうです。可能な限り早期の復旧により、日常を取り戻して欲しいと祈念する次第でございます。

さて、本日の私の質問は、2つの大項目がございます。

その内容といたしまして、第 1 項としまして、防災計画について。五霞町地域防災計画。

1 点目、五霞町地域防災計画について、策定経緯、法律、目的、基本方針、構成、修正等、他の計画との関係、位置づけについて質問いたします。

2 点目といたしまして、五霞町地域防災計画は、五霞町防災会議が策定、見直しを行うとしておりますけれども、五霞町防災会議の招集・開催についてどのようになされているのか、御教授願いたいと思います。

2 項目めとしまして、令和元年度の水防計画について質問いたします。

まず 1 点目は、五霞町令和元年度水防計画書の初回は、いつどのような経緯で策定されたのか。規定や中身の見直しはどのようにしているのか。さらに、五霞町地域防災計画との関係についてお知らせ願います。

2 点目としまして、水防計画第 4 章 水防機関の活動、第 3 出動というのがあるのですが、その 5 項の中に、「第 2 次出動後、なお出動を必要とする場合、支部長——これは町長なんです、——支部長は適宜に各行政区長に出動指令を出す」の記述について、「出動指令を出す」の法律的裏づけとか、根拠についてお知らせ願いたいと思います。

そのあとですね、同じく、その項目の中に、1 項目、2 項目、3 項目について、法律の裏づけについてお知らせ願いたいと思います。

また、「出動指令を出す」の目的及びその具体的作業についてお知らせ願いたいと思っております。

次に、大項目の 2 項目めとしまして、五霞町内の太陽光発電施設建設運用に関連した事項について質問します。

まず、1 点目としまして、発電施設の運用状況、発生している問題についてお知らせ願いたいと思います。

2 点目としまして、発電施設で発生している問題の原因把握について、お知らせしていただきたいと思っております。

3 点目としまして、発電施設の問題で、現段階及び今後の対策につきまして、お知らせをしていただきたい。

4 点目としまして、発電施設の建設及び運用、維持管理で隣地・道路境界等、町が管理する施設への具体的処置指導及び発電施設完成時の立ち会い実施についての町のお考えをお知らせ願いたいと思っております。

最後、5 点目としまして、太陽光の今後につきまして、町がどのようにしていこうとしているのか、お考えをお知らせ願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君） 1項目め1点の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。
生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君） 1項目め、防災計画について。

（1）五霞町地域防災計（2）令和元年度水防計画及び関連について。

1点目、五霞町地域防災計画について、以下について概要を説明ください。

策定経緯、法律、目的、基本方針、構成、修正等、他の計画との関係、位置づけについて御答弁申し上げます。

五霞町地域防災計画の策定の根拠法令につきましては、災害対策基本法第42条の規定に基づき、五霞町防災会議が策定する計画となっております。

目的につきましては、町、防災関係機関等が、災害予防、災害応急対策、災害復旧により住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としております。

基本方針につきましては、県、町及び防災関係機関等の防災業務の基本的事項を示すものであり、責務を果たせるよう努めなければならないとしております。また、自助、共助、公助の行動指針となるものであります。

構成につきましては、全体構成4編にて構成となっております。

第1編 総則、計画の目的等となっております。第2編 地震災害対策計画編、第3編 風水害対策計画編、第4編 大規模災害対策計画編でございます。この中身につきましては、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害に対する対策計画が記載されております。

町地域防災計画の修正につきましては、同法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、町防災会議に諮り、これを修正するものとしております。

他の計画との関係性につきましては、指定地方行政機関、指定公共機関が策定する防災業務計画、茨城県地域防災計画、広域消防計画、五霞町総合計画との整合を図るものとなっております。

町地域防災計画の位置づけといたしましては、茨城県地域防災計画に基づき、町内の災害全般に関して指針及び対策計画を定めた位置づけとなっております。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君） 議員。

○2番（黨 丈夫君） ありがとうございます。

申し遅れましたけれども、最初にですね、こういった五霞町地域防災計画というのがございまして、これの作成された経緯が不明だったものですから質問をさせていただきました。

この内容につきましては、かなり防災については詳細にわたって書いてあります。組織も明確になっております。

国交省をはじめ、茨城県の関係所管との連携と町の位置づけ、どういうことを町がやるか、県がどういうことをやるか、国がどういうことをやるか、細かく定義されております。極めて、これ立派なもので、実は私、この内容を見ましてですね、すばらしいものがあるなど。ただ、これ皆さん知っているのかなと思ひまして、僭越ながら、これを問題提議させていただきました。

これは、1つのバイブル的なものであって、それでいて、中身はですね、かなり先ほど言いましたように、業者も含めて、支援業者も含めて、細かく書かれております。

ついでお聞きしたいのは、これの配付先は、ここの後ろのほうに組織が入っていますが、そこには皆、置いてあるということではないでしょうか。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君） こちらの策定時に防災会議に出席している団体には全て配っております。

そのほか、区長さん、関係市町村等広域にわたって配付している状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君） 議員。

○2番（黨 丈夫君） それと、近々に開催した会議の時期等は、いつごろ開催されたというの
はわかっていますか。

○議長（鈴木喜一郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君） 平成31年2月20日に最終の防災会議を開催しております。

○議長（鈴木喜一郎君） 議員。

○2番（黨 丈夫君） わかりました。

それではですね、2点目に移っていただきたいと思います。

○議長（鈴木喜一郎君） 続いて、1項目め2点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求め
ます。

生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君） 1項目め2点目、五霞町地域防災計画は五霞町防災会議が策定、
見直し等を行うとしているが、五霞町防災会議の招集・開催についてお知らせくださいについて、
御答弁申し上げます。

現在の町地域防災計画につきましては、災害対策基本法第42条に基づき平成31年3月に改定
を行ったものであります。

策定までの流れにつきましては、初めに、茨城県地域防災計画及び各計画との整合性を図り、
最新の情報を使用し、素案を作成しました。素案をもとに、平成30年12月17日に五霞町防災
会議を開催し、関東地方整備局利根川上流河川事務所をはじめ、国・県等の関係団体、19団体
へ意見照会をいたしまして、素案を修正しております。修正を行った素案をもとに、平成31年
1月8日から20日までの15日間において、パブリックコメントを行い、計画案を作成いたしま
した。平成31年2月20日に、町防災会議を開催し、承認を受けましたので、改定作業を終了し、
本年度3月に策定いたしました。その後、関係機関へ配付を行っております。

また、今後の計画の修正につきましては、修正事案が緊急を要する場合はその都度、それ以外
の修正は町防災会議が指定する期日までに招集し、諮るものとなっております。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、議員。

○2番（黨 丈夫君） はい、大変よくわかりました。

こんな立派なものできて、明確化されている。特に、五霞町がやることと、先ほど言いま
したけど、県がやること、国がやることが明らかになっているということは、責任所掌が明確にな
っているということで、物事を進めるのに非常にいいことだと思います。余分なことをやらなく
てもいいと、逆に私は思っております。

それでは、次の3点目をお願いします。

○議長（鈴木喜一郎君） 続いて、1項目3点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。
生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君） それでは、1項目め3点目、五霞町令和年度水防計画書の初回は
いつ、どのような経緯で策定されたのか。また、規定や中身の見直しはどのようにしているのか。
さらに、五霞町地域防災計画との関係についてお知らせくださいについて御答弁申し上げます。

水防計画書につきましては、昭和22年カスリーン台風による被害が発生し、昭和24年に水防
法が制定されております。この水防法に基づき、全国的に水防計画が策定されることとなりまし
た。そのため、利根川栗橋流域水防事務組合水防計画及び五霞町水防計画書の策定は水防法の制

定とともにあると思われ、その始まりは古いものでありますので、確認できないのが実情でございます。

五霞町は、利根川右岸に位置しているため、埼玉県久喜市、幸手市、春日部市、杉戸町、五霞町を含めた3市2町で構成する利根川栗橋流域水防事務組合に加盟しております。この組合が策定する水防計画は、埼玉県水防計画が上位計画となっております。

町の水防計画書は、先ほど申し上げました水防事務組合の水防計画を上位計画としておりまして策定しております。細部を五霞町の実情に応じたものとして、毎年度作成を行っております。

次に、五霞町地域防災計画と町水防計画書等との整合性につきましては、町地域防災計画書の第3章第5節第2の水防におきまして、水防の責務が明記されておりますので、整合が図られております。町水防計画は、災害時の初動を含めた実情に即した行動計画であります。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君） 議員。

○2番（黛 丈夫君） どうもありがとうございました。

かなり古い内容だということは、わかりました。

実はですね、これを皆さんのお手元にお配りしておるのですが、「一般質問 3番 参考資料 1」ということで、ここに書かれている内容の中で、実はこの水防計画が実情に合っていないのではないかと。それを、実は今回、提議する次第でございます。

後先になって申し上げるので、申しわけないですけど、先ほど言ったように、ちょっと古い昭和22年からの流れの中で、この水防がなされていると。これを分掌化していて、体系化にはなっているのですが、中身を読みますと、かなり古い。

ただ、その古いのを、このまま置いておいていいのかということをお審議申し上げたいところでございます。

その辺も踏まえまして、次の4点目のほうに移っていただきたいと思っております。

○議長（鈴木喜一郎君） 続いて、1項目4点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君） 1項目め4点目、水防計画書第4章 水防機関の活動、第3出動、5の「第2次出動後、なお出動を必要とする場合、支部長は適宜各行政区長に出動指令を出す」の記述について、「出動指令を出す」の法律的裏づけについてお知らせください。同じく、同項（1）、（2）、（3）について法律的裏づけについてお知らせください。また、「出動指令を出す」の目的及び具体作業等についてお知らせくださいについて御答弁を申し上げます。

水防計画書第4章 水防機関の活動、第3 出動、5の「第2次出動後、なお出動を要する場合、支部長は適宜に各行政区長に出動指令を出す」及び関連する5の（1）、（2）、（3）で示してあります各戸からの出動体系につきましての法律的裏づけにつきましては、水防法第24条の規定に基づくものであります。上位計画である利根川栗橋流域水防事務組合が策定する水防計画にも条文が示されており、五霞町の水防計画書においては、想定される水防に従事した場合の行動計画として作成したものであります。

目的としましては、発災を未然に防ぐものであり、具体的作業につきましては、堤防の監視作業、点検作業などに従事することを想定しておりました。

続いて、区域内に居住する者の水防に従事するタイミングでございますが、利根川栗橋地点での水位が氾濫注意水位5メートルで災害のおそれのある雨や水位の状況で、水防管理者から適宜に水防団出動の要請があり第1次出動となっております。なおも、相当な被害が発生するおそれが警戒されるときに、第2次出動となります。さらに、水位上昇が見込める場合、非常警戒出動として役場職員が出動し、その後、区域内に居住する者が水防に従事することとなっております。

国の避難勧告等に関するガイドラインに当てはめると、レベル2の状況となっております。

水防計画書におきましては、利根川栗橋地点の水位5メートルから水位8.1メートルまでが水防従事行動を行うこととし、避難判断水位8.1メートル以上の水位では、避難に専念することとなっております。

避難勧告等に関するガイドラインに当てはめると、レベル3に相当し、高齢者等につきましては、避難開始となっております。

国の避難勧告等に関するガイドラインでは、的確な情報、適切な避難行動を呼びかけたものでございます。この警戒レベルを遵守した中で、各行政区長へ出動指令を出すものとなっております。

現在、治水の面では、首都圏氾濫区域堤防強化事業による堤防の強化が進み、堤防については安全性が増しております。

また、避難に関しては、河川管理者と町とのホットラインを開設し、適宜、的確な避難情報の発令ができるよう、情報共有の整備もされております。

それを踏まえた上での、住民に対し出動指令を行うとしております。

しかしながら、実情に合わせる必要があることであり、指摘の部分につきましては、あり方や示し方など各計画との整合性を図り、関係機関と調整を行い検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、黛議員。

○2番（黛 丈夫君）わかりました。

趣旨はですね、実は何を言いたかったかといいますと、お手元の資料の一番後ろですけども、ここにですね、「第2次の出動後、なお出動を必要とする場合、支部長は適宜に各行政区長に出動指令を出す」と。

(1)として、「各戸出動の場合、該当区長はそれぞれの管内より、各戸1人あて出動指令を出す」と。

(2)として、「出動員は適宜に班をつくり、各班には班長（組合長等）を配して班の指揮に当たり、各班の総指揮は、支部長が行政区長の協力を得て事にあたることとする」。

(3)として、「各戸出動員数は概ね次のとおりである」ということで記載されております。

川妻地先の出動区域については220人。これは、元栗橋と川妻の区長さんが集めろと。それで、小手指地先については120人、小手指と堀之内の区長さんが集めなさいと。両新田地先は110人で、両新田と新幸谷と土与部の区長さんが集めなさいと。大福田地先については140人で、小福田と大福田の区長さんが集めろと。山王山の地先については290人で、山王山と冬木と原宿台の区長さんが当たりなさいと。山王地先については170人、山王、江川、幸主の区長さんがということがあると。この記載が残ってるんですね。これは問題だと思いました。

それと、出動基準が、満18歳以上60歳未満の男子であること。これも、もう、非現実的だし。

実はですね、五霞町の地域防災計画、確かに、この気持ちはわかるんですけど、現実的な話じゃないと。これをずっと残しておくことが、もうおかしい。問題じゃないかと思えます。ある意味、とるところにとったら、人命軽視的なところもあるし、避難できるタイミングをずらしちゃうと。それでなくても、区長さんは要介護支援者とか、そういった人を逃がすことについて、もうそれだけでも大変なところへ来て、こちらの作業は多分できません。

それと、もう一つ、警戒レベル。これはもう、資料の2としてお渡ししているのですが、ここにも書かれているのですが、ここには、出るところが違うからということなのかもしれないけれども、ただ内閣府の消防庁も絡んでいるわけですね。消防といたら、防災のメインのところですよ。それ以上は、あとは自衛隊しかない。そう私は考えているのですが、それから考えると、

もう、みんな逃げろと言っているんですよ。河川に向かって立ち向かえとは言っていない。

ただ、たまたま五霞町は低いですから、今までの流れでいくと、堤防が一番高かったのではないかと思いますね。そういった避難した経緯があるので、簡単に堤防には行けるのではないかという考えもあったかもしれません。

ただ、このごろの雨の降り方は、単に河川の水位が上がるだけじゃなくて、五霞町なんかも毎時 50 ミリから 100 ミリの雨が降る。普通に降る可能性があります。そうすると、その段階で内水がもう上がっちゃいますので、その段階で動けなくなる可能性もあると。

だから、利根川が増水していて、内水が利根川に掃けなくなって、水門を下げた時点で、それで今度、五霞町の周辺に毎時 50 とか 100 ミリが降りましたら、それがそのまままっちゃうと。内水排除のポンプが備わっている河川はいいですけども、一時的にも結構たまるんじゃないかと思います。そうすると、まず前提はですね、避難を前提にした行動が必要じゃないかと思っています。

それと、今回いろいろ調べたんですけども、この記載内容も、ずっと同じものを使われているんです。「広報ごか」で書かれている内容が、平成 18 年から平成 24 年まで、この関係が五霞町の広報紙に載っています。「公民館講堂において、行政区長及び消防団員を対象に水防計画の説明会を開催し、不測の事態への対応について話し合いを行いました」と。中略があって、「さらに増水のおそれがある場合には、各行政区長から行政区の全戸に出動要請がなされ、増水状況の監視や決壊等災害が発生した場合の復旧作業に当たることとなります」というのが、堂々と書かれていたんですね。これが平成 24 年まで。平成 25 年以降、去年まで、平成 30 年までは、「行政区長及び消防団員を対象に水防計画の説明会を開催し、不測の事態への対応について話し合いを行いました」という記載がなされています。ことしになりましたら、「町では、水防計画を作成し、洪水対策を行うとともに」云々というような形で、この記載については、もう書かれていません。

よってですね、町としても、この人命についてのことについては、あまり触れないないほうがいいかなと思っています。できればですね。

それで、もし、今現在の段階で、こういう作業に出た時、町としての、その人が、もし、けがをしたり、最悪、亡くなった場合の補償関係というのが、あったのかどうか、ちょっとそれをお聞きしたいんです。

○議長（鈴木喜一郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君） 事実から言いますと、ありました。

水防法第 24 条に基づきまして、従事した住民のけが等につきましては、こちらも同法の水防法第 45 条の規定によりまして、市町村消防団員等公務災害補償にて保障されることとなっております。

以上です。

○2 番（黛 丈夫君） それは一般の人じゃないですよ。

消防隊員という、その位置づけになるわけですからね。

○議長（鈴木喜一郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君） 補償の対象者ということで、消防団員、水防団員、こちらの民間協力員というところに入ってくるかと思っています。

民間協力員の 4 点ほど、協力するというので、消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者、応急措置従事者、こういった方が、こちらの作業をやっている時に、けがをした場合には補償の対象となるとなっております。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、黛議員。

○2番(黨 丈夫君) ありがとうございます。

よくわかりました。

それで、ちょっとこの項目の質問の終わりにですが、実はですね、ここにある議員研修誌で地方議会人というものの2019年の6月版なんですけど、ここに隣町の境町のことが書いてありました。

それはですね、境町でアンケートをとったと。これは、関東東北豪雨災害の後にアンケートをとっております。その中で、浮き彫りになった内容がございまして、それは何かと言いますと、アンケートの結果からは、境町の住民は、利根川決壊のリスクや災害時の被害の大きさなどについて危機感を抱いていることがわかったと。ところが、避難行動については、自宅や町内に残る意向が多く、水害が起こったら、町内全域が数日にわたって浸水するという認識とは逆のギャップが見られたと。

実際の発生時に、このギャップによる行動傾向があらわれて、例えば、関東東北豪雨災害の際の避難状況についての調査結果では、何らかの浸水被害に見舞われたという回答が4.7%、自宅周辺が浸水したという回答が22.5%あったのに対し、自宅外に避難した住民は1割にも満たなかったということになっています。9割の人が自宅にとどまった。関東東北豪雨災害の時には、境町では1名が亡くなっているんですね。そのほか、確かに浸水等いろいろあったのですが、とにかくこのような状態だったと。

これが多分、五霞町もですね、隣町ですので、感覚は同じような状況じゃないかと。正しい避難行動がとられたかどうかということについて、五霞町も同じようなことになった場合、それは極めて同様な傾向にあるんじゃないか。それで、何もなければいいんですけどね。

境町では、その後、誰一人取りこぼさない防災の仕組みづくりをやっているそうです。これは、東大の大学院の先生などが支援しているようですが、かかわっているようですが、とにかく、いろいろな形でですね、防災についての講演をやったり、あとはタイムラインの妥当性の検証を行うとか、そういう具体的な行動をやっているようです。

これの成果については、まだわかっていないのですが、この中の終わりのほうには、「境町は水害に見舞われてきたという歴史を持ち、住民の災害に対する危機意識も高い。しかし、実際の避難状況では、認知バイアスなどにより、避難の遅れや不適切な避難場所の選択が発生していた」と。「災害の被害を最小限にとどめるためには一人一人が、いざというとき、どう行動すべきかを正しく知り、主体的に行動を起こす必要がある」と。特に「近年の災害で問題視されている要配慮者への対応などは、普段からの声掛けや避難支援など『共助』が大きな役割を担うことになる」と。「『自らの命は自ら守る』」と。「『災害弱者は地域で守る』という防災意識を高めるべく、境町では防災講演会や地域の防災訓練を積極的に推進し、地域住民との連携による防災活動の取り組みによって、逃げ遅れによる被害者『ゼロ』の実現を目指す」ということが記載されております。

五霞町につきましても、極めて同じような状況だと思います。

実は、これを配付させていただいたのは、この行動についても、実は行政区のほうから各戸に配付されました。おそらく行政区に入っていない人にも、これは行っているんだと思いますが、その内容についての説明を、できましたら行政懇談会の中で、生活安全課のほうからでも説明をしてもらおうと。

あともう一つ、水害のハザードマップを配りましたよね。なかなかこれもですね、後ろのほうに書いてある字が小さかったりして、江戸川と利根川の水位の問題もあったりして、レベルは一緒なんですけど、本当にこれ、ひとり世帯の年寄りの方がこれを見て、何を感じるかと。

先ほどの境町のアンケートの中で、こういったものを配られたんだけど、6割の方は存在を

知らなかったというアンケート結果も出ているそうです。多分、極めて近いところで、同じような状況なので、五霞町もこんな立派なものを配っているんですけど、それからどう形になったかは、評価して、またそれなりの対応をしないと。いざという時に、いざという時があったら困るんですけども、そういうことがないように進めていってほしいと思います。

以上をもちまして、1項目については終了させていただきます。

○議長（鈴木喜一郎君） 1項目めを総括して、町長。

○町長（染谷森雄君） 水防計画に対する私の考え方ということで、御質問をいただいておりますけれども、これは先ほどありましたように、水防法第24条とか上位の水防計画、これらに基づいて計画書もつくられております。

そういう中で、昨今、異常気象によって災害の発生頻度が非常に高くなってきております。先般も台風15号によりまして、千葉県等々、大きな被害も発生いたしました。これらを見ておきますと、防災に対する行動、また意識、これは当然もう、変化し続けるんじゃないかな。幾ら想定しても、想定し切れない。想定外。

今回、千葉県を見ておりましたが、電柱があれほど倒れる。ということは、もう電柱の強度そのものが、もう前の基準からでは、もう弱くなってしまっている。

いろいろですね、この自然災害とそれに対する対応という面は、これはもういつも精査していかないと、なかなか対応し切れないのではないかなと思っております。

そういう中で、先ほど出ました水防計画。

私、招集をかける立場なのですが、なぜ必要なのかということのお話もいただきました。

昔、昔といいましょうか、私の家も堤防のわきにありまして、当時は携帯電話とか今みたいにありませんでしたから、私の家が連絡所ということになっておりました。

そういう中で水位が上がってくると、各地域からこの計画のような中で多分あったんだと思うのですが、皆さん集まっていたいて、いろいろ活動していただいたという事例を私も覚えております。特にですね、集まって何をするんだと。水防団というのがありますので、もう決壊しそうなところというのは、これは水防団が毎年、水防訓練をやっておりますから、それに基づいてやるのですが、区長さんとか一般の人たちというのは、漏水の、堤防の亀裂発見、これが主だったのかなあと思っております。御承知のように、堤防は構造物なんですよね。昔からほとんど新たにつくったという堤防はないです。昔の堤防で、そこに洪水が起きれば、またそこへかさ上げて幅を広くして、また、今の強化堤防もそうですが、結局、あれを大きくくるんでいくということで。この中に入っている中身。これが非常に極めて不均等というか、不均質というか、そういうことがあるということで、非常に五霞町のこの区間も非常に危険箇所。というのは、その砂目が非常に、中に砂があるという堤防が多いということも指摘されておまして、昔はですね、そういう中で、漏水箇所をいち早く発見するということが主な仕事だったのかなと思っております。

ただ、今、いろいろ議員御指摘のように、今回、首都圏氾濫区域堤防強化事業も間もなく完成しようとしております。あれだけ堤防が大きくなりました。右岸と左岸、先ほど境町の話も出ましたが、地形が五霞町と全く違う面もございます。また、川の流れも違います。

それらをみんな合わせていろいろ考えなくてはならないのかなと思っております。そういう中で、今度、河川ごとに、先ほど課長が答弁したように、町とのホットライン。これもできました。利根川水系、江戸川水系、中川水系、綾瀬川水系、みんなそれぞれホットラインができております。これが、直接ホットラインが入るような、そんな状況にもなっております。当然御指摘のように、逃げ遅れゼロと、避難することが一番先なんだということですが、では、このまま招集した場合に、区長さん方は地域の避難の指示役とか、そういった立場に入るのかというお話でございますので、当然そうなんです、一つ参考までにですが、この利根川のですね、水位

の観測地点がございます。これは、群馬県伊勢崎市の八斗島町というところが、あそこから野田市までがちょうど中流部、そこで八斗島町に観測地点があります。ここから五霞町まで 50 キロ以上の距離があるということで、先般、利根川上流河川事務所の所長とお会いして、お聞きしたのですが、どの程度、ここへ到達するには、観測してから時間がかかるのですかというお話なんです。これはいろいろ水害の速度にもよるのですが、5 時間から 6 時間というお話でございます。八斗島町で水位がまだ上がるよという話であれば、当然もう避難も優先しなくてはならない。ところが、八斗島町の水位がもうとまった、下がってきているという話であれば、消防団も待機でそのまま、待機で解除することも随分あります。ですから、その水位観測所が八斗島。これが 180 キロ地点なんです、河口から。そこが観測地点になっているということで、即危険という形ではないのかな、5、6 時間という時間がありますから、そういう中での一つの見方もございますが、ただですね、いろいろ強化堤防事業もできました。また、ホットラインもできました。

確かに、ここに書かれている部分も前のままの形もあるのかなと思いますので、当然、いろいろな国・県等々の防災計画、水防計画、これらとも整合性を図りながら検討する時期に来ているかなと思いますので、御指摘のように、今後は検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、黛議員。

○2 番（黛 丈夫君）わかりました。

よろしくをお願いします。

○議長（鈴木喜一郎君）1 点目はよろしいでしょうか。

○2 番（黛 丈夫君）はい。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、2 項目 1 点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。
生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君）2 項目め、五霞町内の太陽光発電施設建設運用等に関連した事項について、1 点目、発電施設建設の運用状況、発生している問題について御答弁申し上げます。

現在、町内において認定を受けている太陽光発電施設は 268 件です。

内訳といたしまして、地上設置型で認定を受けている施設は 35 件、屋根設置型で認定をされている施設は 86 件でございます。そのほか、認定情報に地上・屋根設置と明記されていない施設が 147 件となっております。

現在、太陽光発電施設の設置に伴い発生している問題でございますが、事業者は国のガイドラインに基づき認定申請を行っております。そのガイドラインでは、計画段階において事前に町と相談するよう努めること。地域住民の理解を得るように努めることとなっておりますが、太陽光発電施設は、施設の設置、運営そのものに関する法令、基準等がなく、事前に事業の概要や環境、景観への影響等について、住民への説明会を開催することとなっておりますが、住民への十分な説明もなく理解が得られないまま国の認定を受け工事が施工され、生活環境や景観、防災等への懸念をめぐり、地域住民と事業者との間で問題を生じている状況でございます。

1 点目は以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）黛議員。

○2 番（黛 丈夫君）わかりました。

確かに、ガイドラインの内容を読んでいっても、順番もおかしいし、内容もちょうどこれで捉えられているのかなという、本当にガイドラインでしかないなと思っています。

ですから、問題が発生しても、なかなか我々としても後手後手になってしまうという状況であることは理解しております。

次をお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、2項目2点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。
生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君）2項目め2点目、発電施設で発生している問題の原因把握について御答弁申し上げます。

現在、町では茨城県のガイドラインに基づき、国の事業計画認定後、建築物に設置するものを除いた、50キロワット以上の事業用の太陽光発電施設を設置しようとしている事業者との事前協議、地元関係者と事業者との調整を行っております。

町内に設置されております太陽光発電施設で発生している問題につきましては、事業計画段階において、国のガイドラインには認定基準等が定められておらず、事業者が発電施設を設置する計画作成の初期段階から、地域住民への事前説明や市町村の同意等を必要とする制度が創設されていないため、認定申請の段階において町が詳細な内容を把握できないことが、問題の原因ではないかと思っております。

今後は、公表されております国の事業者認定情報の把握に努め、関係機関と連携し、早期に対応できるよう努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君） 議員。

○2番（ 丈夫君）わかりました。

この内容につきましては、太陽光そのものが東日本大震災の後のエネルギーの確保というところで、結構急ぎで動いた内容を国自身も大目に見たところがあったんだと思います。

そういったことを含めまして、法律も条例も遅れているのではないかと思います。町としても何かいろいろ、単にガイドラインにのっかっていて、ガイドラインの枠の中で動くのではなくて、少し先手を打つ必要もあると。情報を先にとるといことはやるべきだと思います。

次の3点目に移ってください。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、2項目め3点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君）2項目め3点目、発電施設の問題で、現段階及び今後の対策等について御答弁申し上げます。

太陽光発電施設については、施設の設置、運営そのものに関する法令、基準等がないことから、生活環境の問題、特に熱に対する問題や景観、安全に対する不安等から地域住民と事業者の間で問題が生じる事案が発生しております。

町といたしましては、良好な生活環境の維持並びに自然環境の保全を図るため、太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の整備を進めるとともに、国の認定状況の把握に努め、地域における環境保全や防災の観点から、地域住民への事前説明、町への事前協議や関係法令の整備など、所要の対策などを講じていただくなど、茨城県と連携し、国に働きかけを行っていきたいと思っております。

事業開始後の太陽光発電施設につきましても、施設や敷地の適切な維持管理に努めていただくとともに、災害や機器の故障等のトラブルが発生しないよう定期的に保守点検等を行うなど、適正に管理するよう事業者に対し、指導対応を行っていきたいと思っております。

また、問題事案等が発生した場合には、関係各課と情報共有し、早急に対応できるような連携の強化を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君） 議員。

○2番（ 夫君） はい、わかりました。

そういう前向きに進めていっていただきたいと思います。

次の質問をお願いします。

○議長（鈴木喜一郎君） 続いて、2項目め4点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（田口啓一君） 4点目の発電設備の建設及び運用、維持管理で隣地、道路境界等、町が管理する施設への具体処置指導及び発電施設完成時の立ち会い実施について御答弁申し上げます。

道路を管理する町といたしましても、道路境界における除草作業に苦慮しているのが現状でございます。先ほどの生活安全課長の答弁にもございましたとおり、今後、町で条例の整備を進める際に、太陽光設置事業者に対して道路境界における防草対策が可能となるよう協議をしております。

具体的には、事業者から計画書が提出された際に、道路管理者としての意見欄の設置、さらには、完了検査時の都市建設課担当者の立ち会いを実施するなど、道路管理者の意見が反映できる方法を盛り込んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君） 議員。

○2番（ 夫君） わかりました。

とにかくですね、実は原宿台の中で、今、現実に竣工し、竣工というか、工事が終わったような状況、敷地内にソーラー発電がもう間もなく稼働するような状況になっているのですが、草が生えないようにシートを敷いているんです。そのシートが、道路のほうまではみ出していると。それで、はみ出したところに、今度はソーラーがついている側の土地のほうから草が伸びてきていると。どっちの草なのかというか、誰がそれをやるのかとなると、見た感じからすると、町のほうに多分苦情が来ると思います。

ただ、原因者はソーラーのついている土地のほうなんですね。だから、その辺の仕舞とかですね、何も町の持ち物である道路のほうまでシートを張る必要はないので。それとおまけに、この間の台風で、シートをとめていた、いわゆるペグというか、ピンがあるのですが、一晩で道の周りに転がっていると。抜けちゃってですね。今度、車が踏んだら、パンクしてしまうというような。だから、その押さえ方も本来だと、きちっとした形をとらせないと。

あれは、聞くところによると20年も使うと。それ以降も使うという施設らしいですから、安易な対応を許してしまうと、町が全部損をするような。

また、都市建設課も人数が少ないところへ来て、そのたびに引っ張り出されたり、生活安全課が引っ張り出されるということは、町の業務にも支障があると思いますので、ちょっと御検討願いたいと思います、今後につきまして。

○議長（鈴木喜一郎君） 4点目はよろしいでしょうか。

○2番（ 夫君） はい。

○議長（鈴木喜一郎君） 続いて、2項目め5点目の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君） 2項目め、5点目の今後についてということで御答弁をさせていただきます。

この太陽光発電施設につきましては、近年、地球温暖化防止の観点から、再生可能エネルギー

推進が国策として進められてきました。

未利用地の有効活用につながる大規模な太陽光発電設備が全国的に活発化している中で、この設置に関する問題、また事業終了後の設備の撤去など、さまざまな課題が浮き彫りになってきております。

先ほど担当課長より答弁させていただきましたが、この太陽光発電施設は設置、運営そのものに関する法令、また基準がありません。県のガイドライン、国のガイドライン等があるのですが、議員御指摘のように、非常にこれが甘いという形の中で、認定基準等が定められていないことから、町や住民に知らせられないままに、国の認可が先に降りてしまうと。そして、工事が進められることによって、いろいろ景観又は生活環境等の問題が、大変これは不安視されてきているというような問題でして、住民、事業者との間でいろいろな事案が発生をしている現状でございます。

五霞町も、そういう現状の中で、いろいろ要望もいただいております。

このような状況の中で、一番の大もとである、議員御指摘のように、国の制度。これをしっかりしたものに、まずしていただくということで、この法の制定、整備。今、これが必要になるわけでございます、この問題は五霞町だけではなくて、県内のいろいろな自治体も同じような問題を抱えております。

先般、8月20日ですが、4団体の会議、この4団体は茨城県市長会、また町村長会、それから市と町村の議長会、これの会議がございまして、この中で決議いたしまして、連名にて県に、そしてまた国に制度の設置を要望させていただきました。

要望内容というのは、一つは太陽光設置に関する住民への事前説明、また地元市町村の同意等を必要とする制度の創設。それからまた、太陽光発電事業終了後、議員御指摘のように、20年が設置される期間でございますので、施設整備の撤去・処分が確実に履行されるように、処分費用ですね、問題は。これを、外部へ積み立てておくという義務づけ。この制度も創生する必要があるのではないかということで、要望もさせていただきました。

今ある県・国のガイドラインは、それほどの抑止力にならないという面もございまして、とにかく国に法整備を急いでいただくということになるのですが、なかなか国のほうも法整備となると、時間がかかるということになるかと思っております。

そこで、住民の良好な生活環境の維持、自然環境の保全、これらを図るため、設置及び維持管理等に関し適正に実施するための助言指導を行えるように、そして、町民の安全と安心を確保できるように町としましても早急に町の条例を整備していきたい。これを考えております。

それと、実は昨晚ですが、古河市のほうに、県議会の各常任委員会の副委員長さん5人が集まるという場がありましたので、私もそちらに参加させていただいて、ぜひ、県議会からも一般質問の中でも、これを取り入れてほしいということも要望もさせていただきました。

町の条例策定、今、担当課で進めておりますが、できるだけ早く、これはしたいなと思っておるわけですので、ひとつこの素案ができて、まず、議会のほうに説明させていただいて、一日も早く町の条例として制度を制定できるように、今後、進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君） 議員。

○2番（黨 丈夫君） どうもありがとうございました。

前向きに進めていただきたいと思います。

今、困っているという人もいますので、それがためにもですね、何とかしていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問は終わりになりますが、最後に、私の締めとしまして、災害は、

忘れたところにやってくると。人災は、思わぬところで起きているということで、終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で、2番議員 丈夫君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

2時10分に再開いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（鈴木喜一郎君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◇ 江 森 美 佐 雄 君

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、3番議員 江森美佐雄君の発言を許します。

〔3番 江森美佐雄君 発言席〕

○3番（江森美佐雄君）3番議員の江森でございます。

よろしく願いいたします。

また、傍聴席の皆様には、最後まで傍聴いただきましてありがとうございます。

よろしく願いいたします。

まず、私は冒頭、今回の千葉県台風15号による被災された皆様、なかんずく亡くなられた方に、まずお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、本題でございます。

私は、本日、9月2日の通告に従いまして、2項目8点について質問をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、五霞町内におけます事業用発電設備の設置の現状と今後についてということで、全国的に太陽光発電設備の導入が拡大しているところでございますけれども、再生可能エネルギーの導入拡大。これは国策として、私は必要なことだと思います。これは太陽光だけに限らず、風力においても、その他、地熱等々についても、再生可能エネルギーは非常に重要だというふうに考えております。

しかしながら、景観ですとか、生活環境への影響などから、安全性に対する不安、そういったことも含めて、住民の方と事業者の間で、全国各地でトラブルが発生してきております。

町内においても事業用と見られる設備が各所に設置されておまして、既に稼働をしております。

今後、設備の導入が拡大していくこと、また既に設置されている設備の将来の姿、これらの設置・撤去まで含めてということですけど、この事業の進展に、最後まで責任を持ってやっていたかというようなこと、こういったことも含めて、多くの懸念が考えられるところでございます。

ちなみに、今回の千葉県内の台風15号による影響を見ましても、市原市に山倉ダムというダムがございまして、これは湖水にパネルを5万枚ほど並べて発電しているという、我が国では、湖水に並べたという点では最も大きな14メガワットのメガソーラー発電所がございましてけれど

も、この台風の影響と見られることで、火災が発生いたしました。これはユーチューブで、その火災の状況を確認することができます。私も確認しておりますけれども、パネルが燃えております。

このように、停電だからパネルはいいのかなと思うと、必ずしもそうではなくてですね、この自然災害を更に増幅してしまうような、太陽光パネルの、また現実があるんだと。そういう一面があるということを、今回の千葉県の災害が示しているのではないかと。これは、家庭用のパネルでも同様なことがあり得るというふうに指摘されております。

前置きはそのくらいにしまして、そういう趣旨で質問しているわけでございます。

質問の1の1。

町内で稼働しております事業用太陽光発電設備の現状について、どのように町のほうで把握しておられるのか。それから、計画中のもの、施工中のもの、事業については、同様に、どのように把握しておられるのかについて。

これについては、事業の所在地、あるいは事業者の氏名等ですね。計画中、施工中も含めて、把握している状況について御説明いただければと思います。

1の2としまして、事業者からの事前相談、あるいは関係する住民の皆様からの苦情、要望等について、町はどのような役割を担うのか。

これについてもですね、事業者と住民等が良好な環境を維持しながら、発電設備が設置され、運用されることが最も望ましいわけですが、それについて、町の役割、どのようにお考えなのか、御説明いただきたいと思っております。

さらに、1の3につきまして、具体的に原宿台に、最近、設置されました発電設備の、今日までのさまざまな経緯があるかと思っております。その経緯と現状。さらには、今後、どのような対応が考えられるのか。

これは、先ほど来お話がありましたように、環境面を守っていく上での法の不備というものがああります。ガイドラインも、いま一つ踏み込んで——上位法がそのような状況ですから、ガイドラインで縛りをかけようと思っても、それはできないという状況にあります。そういう中で、茨城県のガイドラインでは、市町村の役割というものも、そう踏み込んだ書き方ではありませんけれども、記載がされているところでございます。そのようなことを踏まえて、お答えいただければと思います。

1の4、町の環境基本条例によって事業者に対して規制、指導等を行うことが可能であるかどうか。

これは、私は既にある条例が使えるか、使えないかということ、まず確認する必要があるという観点からお伺いするものでございます。もし、可能であるならば、新しい条例の制定は必要ないというふうに考えるわけですが、この辺の見解をお伺いしたいと思います。

最後、1の5として、町と住民の環境を守って、発電事業と、こういった住民の環境を守ることの調和を図りながら進めていくためには、私は結論として、条例が必要と考えているんですけれども、町の見解をお伺いしたいと思います。

町の環境基本計画、これは環境基本条例がベースにあると思っておりますけれども、環境基本計画や今後目指す町の姿、町民の生活環境の維持、こういったことについて、総合的かつ長期的な視点が必要かと思っております。

そのためには、単に事業者に対して、だめ出しをするということではなくて、やっぱり調和のとれた、そういった方向性が望ましいのだろうというふうに思っています。住民の生活環境を守りながら、調和のとれた町の将来像というものを描きながら進めていくべきだというふうに考えておりますので、このような質問をさせていただきたい。

それには、やはり企画立案から廃止、撤去まで、設備のですね。これは、売電計画は 20 年と言っておりますけれども、20 年が終わったから設備が終わるわけではありませんのでね。20 年が終わったら、まだ設備は発電能力を持ったまま、そこに存在するわけですね。ですので、この設置、撤去、解体撤去ですね。そこまでが事業の終わりというふうに考えられる。そういった一連の事業の流れを考えたときに、やはり、これについて企画段階から町が関与できるような、そういった行動ができる裏づけが必要だろうということで、条例の制定が必要と。こういうふうに考えているわけです。

これについて、町の見解を求めたいと思います。

それから、2 項目め。

学校における子供たちのいじめの現状と防止対策の推進についてということで、毎年、全国的にいじめを苦しめた児童・生徒の自殺が相次いで発生しております。この痛ましい事件を防ぐために、町としても、さまざまな施策、これはいろいろなところへ複合的に作用してくる、そういう施策だろうかと思っておりますけれども、念のためにですね、いじめ防止対策の推進について、その方法を含めて、現在の状況について確認をしたいので、御質問するわけでございます。

2 の 1 としまして、いじめの認知件数とその認知方法の説明をお願いしたいと思います。

文部科学省の調査結果によりますと、平成 29 年度のいじめの認知件数は、全国の小学校で 31 万 7,121 件、中学校で 8 万 424 件ございました。過去最高であったというふうに報告されております。

五霞町の学校における過去 3 カ年、既に何年間も実績を挙げられておりますけれども、過去 3 カ年の認知件数及び具体的な認知方法をお伺いしたいと思います。

それから、2 の 2。

学校で取り組んでいる具体的ないじめ防止対策についてお尋ねいたします。

子供たちに対するいじめ防止のための教育ですとか、先生方の認識レベル。これを上げる努力。あるいは、担任の先生と校長先生等の責任者との情報共有。これは、ことしありました岐阜県の中学生のいじめが原因と見られる自殺。これについては、情報共有が学校内で行われていなかったというようなことが明確にされております。学校の中に会議体をきちっと設けられていると。会議体がきちっと設けられていても、なおかつ情報共有が行われなかったというようなことが報告されております。そういったことから、質問するものでございます。

また、あわせて 2017 年の 4 月に埼玉県で高校 2 年の女子生徒が自殺した事件は、SNS によるいじめが原因と認定されております。いわゆるネットいじめと称しているものにつきましては、新しく、また非常にやっかいな課題だと考えられるわけですが、これについても、あわせてその対策方法についてお伺いいたします。

最後に、2 の 3 としまして、いじめ防止対策推進について。

学校、教育委員会全体を通して教育長から、子供を守るために、これだけのことをやっているということを全般、総括的に教育長からお話しただけであればというふうに考えております。

以上でございます。

1 の 1 から答弁のほうよろしくお伺いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君） 1 項目 1 点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君） 1 項目め五霞町内における事業用太陽光発電設備の現状と今後について。

1 点目、町内で稼働している事業用太陽光発電設備の現状を把握しているか。また、計画中、施工中の事業についてはどうかについて御答弁申し上げます。

国の認定を受けた町内の地上設置型事業用太陽光発電施設は 35 件です。そのうち、発電出力 50 キロワット以上 2,000 キロワット未満の件数は 10 件です。現在、稼働している太陽光発電施設の現状につきましては、国が公表しております認定情報提供システムにて確認することができますが、計画中の事業につきましては、現状では把握できない状況でございます。また、施工中の事業につきましては、茨城県のガイドラインに基づき、建築物へ設置したものを除く 50 キロワット以上の事業用の太陽光発電施設について、工事着工前に町へ事業概要書、位置図、配置図、写真等を提出していただき、内容の確認、関係各課と法令等に関する協議を行うとともに、事業者に対して地元関係者への説明内容や施工に当たっての生活環境等への配慮すべき事項について協議を行っております。

1 点目につきましては以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、江森議員。

○3 番（江森美佐雄君）今の電子システムなどを使って情報を把握できると。

それで、何といたっても、いろいろ黙っていて情報がぼんぼん上がってくるシステムはないわけですので、なかなかそこはつらいところなんですけれども、それでもですね、把握した情報に基づいて現地調査とかですね、現地がどういうふうになっているか等については、全てとは言いませんけれども、ごらんになっていますでしょうか。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君）こちらの認定情報提供システムにつきましては、実は今年度から見られるようになっておりまして、それ以前のものについては、事業者が相談に来ないと、わからないというのが現状でございました。

今後はですね、こちら、認定情報提供システムにて、認定を受けておるものにつきましては把握ができますので、事業者が来る前に確認はできるかと思えます。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、江森議員。

○3 番（江森美佐雄君）先ほど来、何分にも、法の不備、それから、ガイドラインもいま一つ踏み込んでないというような状況の中で、できるだけのことをしていただくようお願いしたいと思います。

それでは、続きまして 1 の 2 についてお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、1 項目 2 点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君）1 項目め 2 点目、事業者からの事前相談や関係する住民の苦情、要望等について、町はどのような役割を担うのかについて御答弁申し上げます。

町の役割といたしましては、町内に 50 キロワット以上の太陽光発電施設の設置を予定している事業者からの事前相談があった場合には、茨城県のガイドラインに基づき、事業概要書を提出していただき、関係法令に基づく手続きについて関係各課との協議や地元関係者への説明、施工に当たって配慮すべき事項等について事前協議を行い、トラブルがないよう調整を行うこととなっております。

また、10 キロワット以上 50 キロワット未満の太陽光発電施設についても、住民に対し、生活環境に支障を来すおそれのある場合には、茨城県のガイドラインに準拠し、事業者や施工業者と調整を行ってまいります。

また、困難な事案等に対しましては、茨城県と連携し、対応を行ってまいります。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、江森議員。

○3番（江森美佐雄君） 今、行動のよりどころとしておりますのは、資源エネルギー庁のガイドラインと、それから茨城県のガイドライン。この2つになろうかと思えます。

資源エネルギー庁のガイドラインでも、この発電所をつくっていいよという認定をしてもですね、これはいろいろな条件を全て——その何をやってもいいということを担保しているものではないというふうに記載されております。

しかしながら、具体的に踏み込みがないものですから、ガイドラインによらざるを得ないわけですけれども、このガイドラインの中でも、茨城県の10キロワット以上50キロワット未満については、50キロワット以上とは取り扱いが異なっているわけですね。私、そのように認識しております。そのように記載がされております。

50キロワットを境に、高圧、低圧という言い方をするならば、低圧用のものについては、更にその踏み込みが浅くなっていると。50キロワットと49.5キロワットでは、全然変わらないわけです。実際、パネルの数もですね。能力的にも非常に大きいパネルを設置することは可能なんですけれども、パワーコンディショナーによって押さえているということですので、能力的には50キロワットを境に、どこか線引きが必要なんでしょうけれども、なかなか今の現状では、私たちがいろいろ自分たちの主張を自由にやっているとというような環境にはないということが認識できると思えます。

それでは、1項目3点目の答弁をお願いします。

○議長（鈴木喜一郎君） 1項目3点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君） 1項目め3点目、原宿台に最近設置された発電設備の今日までの経緯と現状はどうなっているか。さらに、今後の対応はどのように行うのかについて御答弁申し上げます。

経緯と現状につきましては、国の認定を受けた事業者から依頼を受けた施工業者が、3月末に来庁し、原宿台地内に地上設置型の太陽光発電施設を3カ所設置したいとの相談があり、内容を確認したところ、3カ所とも茨城県のガイドラインの対象とならない、50キロワット以下の施設でありましたので、事業概要書の提出は不要となりますが、事業を開始する前に、本ガイドラインの趣旨を踏まえ施工していただくよう施工業者に要請するとともに、設置後の適正な維持管理を行っていただくため、任意ではありますが、事業概要書の提出をお願いいたしました。

4月末に事業者より近隣住民の方へ太陽光発電設備の設置工事のお知らせの文書を施工業者が持参し、御自宅へ訪問いたしました。3件とも不在であったため、工事のお知らせを郵便ポストに投函したのみで、直接説明は行っていない状況でした。その後、確認したところ、うち1件につきましては、手違いにより投函されていなかったと聞いております。

その後、工事が開始され、太陽光発電施設の設置後、原宿台行政区長より、事業者から日射問題防止対策など詳細な説明がなく設置され、近隣住民は大変苦慮しているとの文書を受領いたしました。

町は、施設の状況を把握するため、施工業者に連絡し、状況の説明を受け、再度、事業概要書の提出を求めました。内容を確認し、原宿台行政区長と調整を行い、8月1日に第1回目の地元関係者説明会を開催し、これまでの状況等について、町及び施工業者から説明をさせていただきました。

近隣住民の方々からは、「国及び茨城県のガイドラインに基づいた住民への事前説明がなかった」、「設置したパネルが境界から近い」、「パネルからの反射や熱がすごいため、パネルの傾きを調整してほしい」など生活環境に支障をきたしているとの、元の生活環境に戻してほしい等の御意見をいただきました。御意見に対し、町でも住民への配慮が足りなかった旨の説明をいた

しました。

その後、住民の方々から事業者に対し直接お話しさせていただきたいなどの要望がありましたので、町から事業者に電話連絡後、直接訪問し、説明会に出席いただくよう要請を行いました。施工業者に委任しているため、出席はできないとの回答を受けました。

経過を原宿台区長にお伝えし、了解を得て施工業者による第2回目の説明会を8月26日に開催いたしました。施工業者から説明を行いました。住民の方々が納得できる説明に至りませんでしたので、現在、施工業者が住民の方々が求めている光、熱、電磁波等のデータを収集するための調査を行っている状況であります。データがまとまり次第、第3回目の説明会を開催する予定でございます。

8月30日に稼働を予定しておりました3カ所の施設につきましては、事業者と協議し、稼働を延期している状態となっております。

今後の対応といたしましては、事業者に協力を要請し、住民の皆様が御理解いただけるよう話し合いを行い、問題解決に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君） 江森議員。

○3番（江森美佐雄君） この間、町のこの対応も具体的で、調整役として、その役割を十分とは申し上げないまでも、よくやっておられるなというふうに思っております。

この問題は、現在進行中でございます。一打解決の道筋が即得られるというふうにはなかなか思いませんけれども、住民の方々が本当に苦慮されております。できることは微力ながら、住民の方々とともに行動していきたいというふうに思っておりますけれども、何分にもですね、即、例えば、撤去命令が出せるとか、そのような状況にありませんので、地道にですね、また、町のほうでも調整を図りながら進めていただきたいなど。私のほうでも、微力ながら一緒に行動を共にしていきたいというふうに考えているところでございます。

何分、現在進行中でございますので、また今後、粘り強く、これについては行動をしていきたいというふうに考えているところでございます。

今後ともよろしく願いいたしたいと思っております。

それでは、次の1の4の答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君） 1項目4点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君） 1項目め4点目、町の環境基本条例により事業者に対し、規制、指導等を行うことは可能かについて御答弁申し上げます。

町環境基本条例における公害とは、事業活動等に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることと定義されておりますので、現状では、環境保全上の支障を防止するための規制対象とすることは難しいと思われま。

町といたしましては、住民の安全と安心の保護、良好な生活環境の維持並びに自然環境の保全を図るため、太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、江森議員。

○3番（江森美佐雄君） これについては、私も同じように考えております。

これに関連してですね、一つ私が調べたものがあるので、ここで述べたいと思っておりますけれども、これは国会でも、この問題は取り上げられております。

平成 28 年 10 月 14 日提出の質問第 64 号。これは、提出者が衆議院議員の田島一成さんという方ですけれども、太陽光発電施設の設置のあり方に関する質問主意書ということで、これに対しては政府答弁書も出ております。

余りはしょってお話しすると、誤解を生じてはいけませんので、できるだけ、言葉に注意しながら要約してみたいと思うんですけれども、やはりいろいろな全国で問題が起きているということで、それで、経済産業省のほうではですね、この再生可能エネルギーを進めている所管部署でございますので、こちらのほうから、これに歯止めをかけるような、そういった規制については考えていない旨の答弁が行われております。

一方で、環境省のほうではどうかと言いますと、資源エネルギー庁のほうでガイドラインをつくりましたので、よろしく。そういう内容の答弁がございました。一方、環境省のほうでは、環境影響評価法をはじめ、こういった法律に太陽光発電設備をつけ加える等の改正は考えていないと。

環境省が何をしたかと言いますと、平成 28 年 4 月に太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取り組み事例集を取りまとめ、地域における太陽光発電にかかわる環境配慮の取り組みを促進しているところであるということで、みずからは法改正はやらないけれども、全国の各自治体で、こんなに条例の事例集はありますよと、参考にして進めてくださいという、そういう文章で答弁書が構成されているわけですね。

これに関しては、やはり先ほどの議員のところでもお話が出ておりましたけれども、やっぱり国に対して、大もとになる法改正というものを求めていくべきだと。ただし、余りにも時間がかかるので、もう少し事前協議を充実させて、そのための条例制定は急ぐんだと。こういうことで、先ほどもお話がありました。私もそのように思います。

国に関しては、全国知事会が、平成 29 年度の国の施策並びに予算に関する提案・要望として大規模太陽光発電所建設による景観の悪化等の課題に対して、個々に判断ができるよう林地開発における基準や関係法令を整備することというようなことを政府に対して提出しております。

また、全国市長会についても、再生可能エネルギーの発電施設整備に当たって、地域における環境保全の観点から、所在市町村との協議や関係法令の整備を含め、必要な対策を講じることを求めています。

国会でもこういうことが行われております。

そういうことからですね、法体系について、まず、私たちができるところから進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

最後に、1 の 5、全般について町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木喜一郎君） 1 項目 5 点目の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君） 1 項目めの 5 点目、町と住民の環境を守りつつ発電事業との調和を図るためには、新たなる条例が必要と考えるが、町の見解についてという御質問でございます。

国は、現在、エネルギーを安定的かつ適正に供給するために、資源が枯渇せずに、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーを推進しております。太陽光発電は、そういう中では重要な再生エネルギーではありますが、太陽光発電施設の設置に関し、地形の改変も伴うものでございますし、また、あるいは周辺の景観、また環境に影響する場合も多々ございます。地域住民への十分な配慮が必要であることから、また、発電事業、これがまた長期間にわたって、先ほどもありましたが 20 年、またそれ以上の期間を要するわけございまして、この施設撤去やパネルの廃棄なども見据えた適切な事業計画が求められているところでございます。

議員のお話のとおり、県のガイドラインでは、国から認定後の工事着工前に、設置管理に関し

て、事業者と地元関係者との調整を行うこととされておりませんが、事業計画の初期段階から、きめ細やかな協議等を行っていく体制整備を設置する必要があるかと思います。

先ほど、議員の御質問の中でも答弁させていただきましたが、また今、詳細について、国で進められている協議について、江森議員のほうからもお話いただきました。国の制度、法的な整備、これが取り急ぎ求められているところでございまして、いろいろな団体、国でも小委員会でも協議中というお話も聞いておりますが、ひとつ基本は、まず法的な整備を国がしていただくと、これが必要になるわけでございしますが、当然、先ほども申し上げましたが、国の法整備には時間がかかるわけですので、本町としまして、良好な生活環境の維持、自然環境の保全、そしてまた設置、維持管理、これを適正に実施するための助言・指導、町民の安心・安全を確保するために、先ほども申し上げましたが、早急に条例の整備を今、進めているところでございしますので、できる限り早く条例を制定して、これがどこまでの抑止力というのは非常に難しいのですが、五霞町は五霞町の条件があるわけですので、ちょっと厳しくなるかもしれませんが、そういう中で条例を制定して、五霞町に合った条例を制定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君） 江森議員。

○3番（江森美佐雄君） ありがとうございます。

近隣の、例えば、古河市の条例ですとか、あるいは坂東市の要綱。こういったものを見ても、やはりどうしてもですね、法を上回る内容というのは、もちろんつくれないわけですので、そうかといって、ぎりぎりのところで、可能な限り指導・助言、これがですね、早い段階からできると。介入していくと、町がですね。そういった、できる範囲で最高度に介入できるような、そういったものを目指していただきたいなというふうに、これについてはお願いすると同時に、注視していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、1項目めの質問は以上で終わります。

ありがとうございました。

2項目め、2の1の答弁からお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君） 2項目め1点目の質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君） それでは、2項目、学校における子供たちのいじめの現状と防止対策の推進についての中で、1点目、いじめの認知件数とその認知方法について御答弁を申し上げます。

初めに、五霞町の小・中学校における過去3年間のいじめの認知件数でございますが、こちらにつきましても、平成30年度主なる施策の成果に関する説明書のほうに記載をさせていただきましたとおり、平成28年度が19件、平成29年度が28件、平成30年度が56件と年々増加をしているところでございます。

先ほど、議員さんのほうでもおっしゃっておられましたとおり、全国の統計を見ましても、平成29年度は、いじめの認知件数が過去最高となっております。これは、平成24年滋賀県大津市での自殺事案をきっかけといたしまして、平成25年6月にいじめ防止対策推進法が成立をいたしました。その中で、いじめというものが初めて法律で定義づけをされ、今まで捉えていたいじめよりも軽微なものにまで範囲が広がり、いじめはどの子供にも、そして、どの学校でも起こりうるものとして、積極的に学校がいじめを認知する意識が高まった結果、件数が増加をしたものでございます。

次に、認知の方法としましては、各学校において、児童・生徒及び保護者を対象としたアンケートを定期的実施している中で発見するほか、面談を通して担任や養護教諭等が本人からの悩

みや問題などを聞き取り、さらには友達からの情報を収集するなどして実態の把握をしているところでございます。

なお、認知されたいじめにつきまして、五霞町では各学校教職員の迅速かつ丁寧な対応によりまして解消しており、現在、長期化、深刻化している事案はございません。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君） 江森議員。

○3番（江森美佐雄君） 今、御答弁のとおり年々増加しているのは、いじめの定義、その他、法律の整備も相まって、このような現状に至ったんだろうというふうに私も思います。

先般ですね、茨城県議会でも、このいじめ防止対策に関して、茨城自民党が立案しようという動きを見せております。まだ、これからパブリックコメントを求めていくというような段階だというふうに聞いていますけれども、これはやはり同じ県内の自治体で5年前に起きたいじめが原因の自殺の問題を受けてですね、非常に大きな問題として取り上げて、対策していかなければならないという認識のあらわれだろうと思うんですね。

それで、もう本当に、少子化の時代に、こういった小学生、中学生、あるいは高校生が、みずから命を絶ってしまうという、本当に何としてでも食い止めなければいけない。そして、そのためには、やっぱりいじめをしない、させないというような教育、あるいは、私たち大人の側もいじめをしない、させないというような、社会を挙げて取り組まなければいけないというふうに考えているところですが、今の認知件数と認知方法——認知方法につきましては、丁寧な認知方法で、これは、製造業ですとか建設業では、ヒヤリ・ハットという、皆さん御承知だと思いますけれども、ヒヤッとしたこと、ハッとしたことが、後に大きな事故につながる。実際そんなんですね。

六本木ヒルズの回転ドアに挟まれて、幼児が亡くなったと。そういうのもあります。それも、その時に初めて回転ドアが不具合を起こしたのではなくて、それまでに何度も人がぶつかったり、子供が挟まれたということは起きているんですね。そういうヒヤリ・ハットが起きているんです。それを放置したために、今度は、本当に幼児が回転ドアに挟まれ、亡くなるという痛ましい事故が起きている。

私は、いじめの問題もヒヤリ・ハットじゃないけれども、そういう兆候を——兆候はいろいろなどころで見えるんだと思うんです。親御さんもそうでしょうし、それをみんなの目で見つけて、解消を図ると。それは、多くの方がそういう認識を共有化して進めていかなければいけないんだというふうに認識しているわけです。

そういう意味では、今の2の1の説明で答弁は結構でございます。

それでは、2の2のほう、答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君） 2項目め2点目の質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君） それでは、2項目2点目、学校で取り組んでいる具体的ないじめ防止対策について御答弁を申し上げます。

各学校では、授業中や休み時間の様子、友達とのかかわりなど、一人一人の児童・生徒の観察等から悩みや問題を迅速かつ的確に把握することに努めています。

そのような中で、気になる現状が確認をされた場合には、職員会議等において教職員全体で常に共通認識、共通理解を図り、報告、連絡、相談、確認、いわゆる報連相確を徹底しているところでございます。さらに、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、いじめ問題対策委員会を各学校に設置しています。

また、教職員の研修といたしまして、県から派遣されますスクール・カウンセラーから専門的

知見からのアドバイスを受けたり、講師を招いて校内の研修を行うことでスキルアップを図っています。

教師に何でも相談できる雰囲気づくりに努める。教師と児童・生徒、さらには学校と保護者間の信頼関係の構築に努め、いじめに関する相談ができる体制の整備を進めることにより、本人からだけでなく、保護者や友達からの情報による早期発見を図っているところでございます。

次に、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策でございますが、SNSによる、いわゆるネットいじめにつきましては、表面化しにくく、さらに、一度流出した個人情報や誹謗中傷は回収することが困難であることなど、被害が短期間で極めて深刻化する危険性があります。

こうした中で、町では平成 30 年度より小・中学校で情報モラル教育を実施し、インターネットの正しい使い方の啓発活動を行っています。これは、インターネットにかかわる情報モラル教育支援業務として、外部に業務委託をし、使用の実態調査や分析、そして、情報モラルについて、児童・生徒の学習や保護者を対象とした講演会、そして、教師向けの研修会を実施しているところでございます。また、さらに中学校では、茨城県メディア教育指導員を活用してインターネットの正しい使い方の学習も行っています。

以上のように、日ごろからの児童・生徒とのかかわりによる早期発見や学校全体での組織的な取り組み、そして、教職員研修によるいじめ防止に関する資質の向上を図り、いじめ防止に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、江森議員。

○3番（江森美佐雄君） この学校における情報共有なんですけれども、先生方は皆さん非常に責任感の強い方が多いというふうに見ております。

責任感が強いということは、やはり自分の役割責任において物事を解決していこうと、やっぱりそういう、それはいいことだと思うんですね。ただ、やはり責任感があるということは、裏を返すとですね、独善的になってしまうかもしれない。そこをちょっと危惧しているんですね。ですから、先生方とのいろいろな話し合いの場でも、自分で抱え込まないような、その責任感があだとならないような、そういうことの指導、また、そういった話し合いなども教育研修の場でやっていただければなというふうに思います。

それから、情報モラル教育なんですけれども、情報モラル教育について行った感触みたいなものを、もし、お聞かせいただければ、いかがでしょうか。

○議長（鈴木喜一郎君） 教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君） こちらは平成 30 年度から新規事業として始めたところでございます。

今年度、1 年間の実績があるわけなんです、非常に所持率が低年齢化をしているという実態がございました。それに伴いまして、使用の頻度、かなり年齢によってばらつきはあるかと思いますが、使用の頻度も多いという結果が出ています。

それら各学級、学年ごとに実態の調査をしまして、それに伴い、各年齢、段階に応じた研修を外部業者より各学校で受けているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君） 江森議員。

○3番（江森美佐雄君） 引き続きですね、きめ細かな教育、これは教職員を含めてですね、進めていただきたいというふうに思います。

それでは、2 の 2 はこれで結構でございます。

最後に、2 の 3、全般を通じてですね、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木喜一郎君）教育長。

○教育長（千葉道子君） それでは、江森議員からの2項目3点目、いじめ防止対策推進について
の見解について御答弁申し上げます。

五霞町では、平成30年度から五霞町いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめ防止等の対策を推進しております。

また、五霞町の小・中学校と五霞町教育委員会は、いじめ防止対策推進法にのっとり、3つの柱とした取り組みを行い、子供たちをいじめから守るために最善を尽くしております。

まず、1つ目の柱であります道徳教育及び体験活動等の充実について申し上げます。

五霞町では、道徳教育の小・中一貫重点項目として、「思いやり・感謝」、「努力・強い意志」、「郷土愛」の3つを定め、義務教育9年間で思いやりの心の育成を図っております。

また、総合的な学習の時間を中心としての体験的な活動の充実やボランティア活動への参加を積極的に推進しております。これらを通して、児童・生徒の心の通う対人交流能力の素地を養い、いじめの防止を目指しております。

2つ目は、いじめに対する措置です。

先ほど、次長が申しあげましたように、学校におけるいじめ防止の対策が最も大切なことですが、もし、いじめが起きた場合の措置について申し上げます。

五霞町教育委員会は、学校からいじめの報告を受けた場合は、学校に対して指導・助言を行うなど必要な支援をして、学校と連携をして、いじめの解消に速やかに取り組んでまいります。

3つ目は、重大事態への対処について申し上げます。

これは絶対にあってはならないことですが、万が一、いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある場合又は児童・生徒が相当の期間、年間30日を目安に学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生した場合は、いじめの重大事態と判断します。五霞町教育委員会は、速やかに五霞町いじめ問題調査委員会を組織し、事実関係を明確にするための調査を行い、その情報を関係者に適切に提供いたします。

以上の取り組みとともに五霞町教育委員会では、先生方と子供たちの触れ合いが最も大切であると考え、先生方と子供たちが向き合える時間を確保できるよう最大限の配慮を行っております。先生方と子供たちの信頼関係を基盤として、何でも先生に相談できる体制を整備し、いじめの発見や子供たちの悩みの解消を図っております。

いじめにつきましては、起きてから対処するのではなく、起こらないようにしていくことが重要なこととございます。

論語の一説に「子貢問ひて曰はく、『一言にして以て終身之を行ふべき者有りや。』」、「子曰く、『其れ恕か、己の欲せざる所、人に施すこと勿かれ。』」とあります。「恕」とは思いやりのこと。五霞町の道徳教育、小・中一貫重点項目の中にあります思いやりの心ということです。自分にしてほしくないことは、他人にしてはならないという教えでございます。

五霞町では、1つ目の柱でございます道徳教育及び体験活動の充実について、学校教育、活動全体を通して行い、豊かな心を育み、いじめ防止に努めておるところでございます。五霞町の子供たちをいじめから守り、いじめを原因としてみずから命を落とすことが絶対に起きないよう最善を尽くしてまいります。子供たちにとって、きょうが楽しく、あすが待ち遠しいと思える学校にしてまいります。

どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）江森議員。

○3番（江森美佐雄君）今、教育長から全般に渡って丁寧な説明をしていただきまして、あり

がとうございました。

新聞報道によると、——新聞報道って、事件・事故だから報道するところがあるわけですが、これまでも自分の経験でも、事件・事故というのは正確に原因系が事実として報道されないことが多々あります。起きてしまったことは、人が亡くなったとか、それは間違いないのですけれども、その原因系がですね、実は事実とは異なるということも多々あります。

これは、新聞記者が自分で取材しないで、流れた情報をもとに書くというようなことが、最近、特に多くて、そのようなことで、私は報道をそのままのみにすることはありませんけれども、これまでのところ、学校の対応ですとか、あるいは、教育委員会の対応が非常に問題があるという報道、そういう報道、そういうことがあったから報道されているんだと思いますけれども、そういったことを、私は五霞町の学校で教育委員会というのは信頼しておりますけれども、そんなことは絶対ないと思いますが、そういうようなことが多々あるものですから、念のために、今回の一般質問でさせていただいた次第でございます。

今後とも、これは学校、教育委員会を中心に、私たちの地域社会の大人も一緒になって、こういったものの撲滅に向かって頑張っていくということ、私、議員として、また、一般町民としてですね、決意を述べさせていただいて、私の今回の一般質問は以上で終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（鈴木喜一郎君） 以上で、3番議員 江森美佐雄君の質問が終わりました。

以上で、一般質問通告者全員の質問が終了いたしました。

これをもちまして、一般質問を終結いたします。

◎休会の決定

○議長（鈴木喜一郎君） お諮りいたします。

本定例会の一般質問の日程は、18日、19日の2日間と決定しておりましたが、本日、一般質問者全員が終わりましたので、19日を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、19日を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木喜一郎君） これにて散会をいたしたいと思っております。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 3時 7分

